

経営形態の見直し検討項目（A項目）
類似・重複している行政サービス（B項目）

基本的方向性(案)工程表
《平成25年8月版》

平成25年8月27日

目 次

- A項目・B項目の基本的方向性と取組みの進捗状況（総括表） p. 1 - p. 7
- 経営形態の見直し検討項目（A項目）基本的方向性 工程表 p. 8 - p. 21
- 類似・重複している行政サービス（B項目）基本的方向性 工程表 p. 22 - p. 44
- （付属資料）A B項目等の取組み効果について 付 1 - 付 11

大阪府市統合本部 A項目・B項目の基本的方向性と取組みの進捗状況

経営形態の見直し検討項目（A項目）

項目	基本的方向性	実現時期等	平成25年度 取組み	平成25年7月までの到達点	ページ
地下鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○上下一体で民営化 ○当面の経営改善方策の実施 	○民営化移行（27年度）	<ul style="list-style-type: none"> ○民営化関連 <ul style="list-style-type: none"> ・民営化に向けた具体的実務の実施 ・デューデリジェンスの実施 ・民間鉄道事業者との調整を経て、堺筋線等の終発延長の実施 ・その他サービス向上策の順次実施 ・交通政策部門の強化 ・民間人材の登用 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪市交通局に民営化推進室を設置（24年8月） ○「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」を上程（25年2月）（継続審査） ○地下鉄事業民営化基本プラン（案）を策定（25年5月） ○デューデリジェンス等業務の委託（25年7月） 	9
バス	<ul style="list-style-type: none"> ○地下鉄事業とは完全分離して運営、かつ民営化 ○民営化に向けて、路線譲渡及び管理委託の拡大 ○当面の経営改善方策の実施 	○民間バス事業者による運行（26年度）	<ul style="list-style-type: none"> ○民営化関連 <ul style="list-style-type: none"> ・民営化に向けた具体的実務の実施 ・区長会から要請のあった路線について、25年度の一年間は運行に必要な経費に対する財政措置に基づき交通局が運行 ・交通政策部門の強化 ・大阪運輸振興株の経営陣の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪市交通局に民営化推進室を設置（24年8月） ○「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」を上程（25年2月）（継続審査） ○バス事業民営化基本プラン（案）を策定（25年5月） 	10
水道	<ul style="list-style-type: none"> ○『「府域一水道」＋「民営化」』という将来目標の実現に向け、市水道局は、経営形態の変更（民営化）を検討 ○市水道局の合理化策や経営改善策を策定、実行 	○経営形態の変更（民営化）検討とあわせて実現時期についても検討	<ul style="list-style-type: none"> ○市戦略会議において、統合協議の一旦中止と経営形態の変更（民営化）に関する検討を進めることを決定（25年6月） ○秋ごろ目途に経営形態の変更（民営化）に関する検討のとりまとめ ○市水道局の合理化策や経営改善策について、引き続き検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議 <ul style="list-style-type: none"> ・43市町村首長会議において水道事業統合（案）の策定（25年4月） ・市会において市水道事業廃止条例案、企業団規約変更案が審議され、否決（25年5月） ・市戦略会議において、統合協議の一旦中止と経営形態の変更（民営化）に関する検討を進めることを決定（25年6月） ○市水道局の合理化策、経営改善策 <ul style="list-style-type: none"> ・職員数の削減、給与水準の見直し 	11
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○収集輸送事業：受皿組織に現業職員を移管（非公務員化）、民間委託を拡大し完全民間化 	○新会社の設立、現業職員の移管（26年度）	<ul style="list-style-type: none"> ○新会社の設立主体となる事業者の公募に向けた具体的な制度設計（組織体制、委託金額等に係るコスト分析等）の実施 事業者の公募開始（25年11月） 事業者の選定（26年2月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るPT」を設置（24年8月） ○市場性の有無や民間化手法に関する「マーケット・サウンディング」の結果を公表（24年12月） ○「経営形態の変更に係る方針（案）」を策定（25年4月） 	12
	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却処理事業：工場稼働体制の見直し、民間運営や民間委託推進、当面はブロック単位での処理体制（一部事務組合）の構築 	○一部事務組合へ移行（26年7月）	<ul style="list-style-type: none"> ○一部事務組合設立準備委員会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・規約案の作成等一部事務組合設立に必要な協議 ・人事・給与・財務会計システムの構築等一部事務組合の事業開始に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○森之宮工場閉鎖（25年3月） ○26年7月を目途に一部事務組合を設立することなど3市長（大阪市、八尾市、松原市）で基本合意書を締結（25年3月） ○設立準備委員会を開催し、一部事務組合の概要案について確認（25年4月～） 	
消防	<ul style="list-style-type: none"> ○法制度での対応（新たな大都市に応じた消防制度の創設など） ○現行制度内での一元化の推進（消防学校の組織統合など） ○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化） 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防学校組織統合（26年度） ○新たな大都市にふさわしい消防制度（法整備等）の確立（27年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> ○法制度での対応 <ul style="list-style-type: none"> ・西日本の拠点として必要な機能充実のための制度化を国等へ働きかけ ○現行制度内での一元化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・26年4月の消防学校の統合に向けた運営体制の構築 ○通常消防力の最適化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・大東四條畷消防組合（一部事務組合）の設立許可等調整 ・指令共同運用や水平連携の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○法制度での対応 <ul style="list-style-type: none"> ・府・市特別区設置協議会において、消防事務の取り扱いについて議論 ○現行制度内での一元化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・府立消防学校の運営協議に新たに大阪市消防局が参画 ・教育訓練等の具体的な実施内容及び実施手法（教官配置等）を協議（市消防車両の府立消防学校訓練への一部活用等を決定） ○通常消防力の最適化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・泉州南消防組合の設立（25年4月業務開始） ・大東市・四條畷市消防広域化協議会において協議 	13

項目	基本的方向性	実現時期等	平成25年度 取組み	平成25年7月までの到達点	ページ
病院	○市立住吉市民病院の小児・周産期医療の機能を府立急性期・総合医療センターへ統合	○大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）の整備 竣工（27年度） 供用（28年度）	○基本設計、実施設計及び先行工事等の実施 ○住吉市民病院用地への民間病院誘致 ○住吉市民病院廃止に伴う公立病院再編統合計画の策定	○住吉市民病院及び助産師学院の廃止条例案の可決（25年3月） ○基本設計、実施設計の契約（25年5月） ○住吉市民病院用地への民間病院誘致の公募条件を検討	14
	○地方独立行政法人大阪病院機構（仮称）を設立、府市病院を一体的に運営	○府立病院機構を非公務員型に移行（26年度） ○市民病院を地方独立行政法人化（非公務員型）（26年度） ○府市病院の地方独立行政法人統合（27年度）	○府立病院機構の非公務員化に向けた定款変更、総務省への認可申請 ○市民病院の独法化に向けた定款・評価委員会条例、中期目標・中期計画等の策定、総務省への認可申請	○市民病院独法化に向け、外部コンサルタントと移行支援業務委託契約を締結 ○大阪市民病院機構定款の制定及び評価委員会条例案を上程（25年5月）（継続審査） ○第3次一括法（公務員型の地方独立行政法人を非公務員型へ移行・法人統合を可能とする法改正）が成立（25年6月公布） ○統合法人の非課税措置が継続できるよう、地方税法等の改正について国へ要望（25年6月）	
	○府域全体の医療資源の有効活用（⇒今後の検討課題）	○「大阪府市医療戦略会議」の検討結果を踏まえ、医療資源の有効活用を図る	○「大阪府市医療戦略会議」の検討状況を参考にしながら、公立病院の広域医療・地域医療のあり方について検討予定		
弘済院	○附属病院・第2特養直営廃止、民間移譲 ○第1特養指定管理期間満了後、民間移譲を検討 ○養護老人ホーム廃止決定済（27年度末） （認知症をはじめとする高齢者の医療・福祉の拠点を民間の運営主体により整備する観点から、必要な条件を付して公募により運営主体を選考する。）	○附属病院、第1特養、第2特養の民間移譲（28年度） ○養護老人ホームの廃止（27年度末予定）	○プロポーザル公募条件、契約条項の検討 ○土地基礎調査、評価・鑑定の実施 ○吹田市等関係各方面への説明・情報収集、事前協議	○コンサルティング業務委託契約を締結、マーケット・サウンディング（市場調査）に着手 ○土地基礎調査（測量・境界確定等）に着手 ○関係各方面への説明、事前協議中	15
港湾	○「新港務局」として府市の港湾管理者を統合	○「新港務局」設立（26年度） ※最速スケジュール ○大阪湾港務局設立[4港湾管理者一元化]（27年度以降）	○新港務局に向けての法制度改正 ・法改正協議（関係省庁） ・国家要望 ○「新港務局」制度の構築 ○物流以外の業務を行う執行体制の構築 ○現行法制度で可能な統合手法の検討	○法制度改正：国交省や近畿地方整備局と協議（24年8月～） ○「新港務局」の制度検討 ・新港務局設立に必要な財産整理・評価に関する検討 ・事業整理に関する検討 ・新港務局設立に必要な予算の整理 ・府市作業チームの設置	16
大学	○公立大学のあり方について将来ビジョンを策定 ○市大改革の推進、府大改革の着実な実施 ○法人統合に向けた組織改革の推進	○大学法人の統合（27年度） ○新大学スタート（28年度）	○新大学のあり方検討 ・府市において、外部有識者会議からの提言に基づく新大学ビジョン（案）を策定し、パブリックコメントを実施（25年5月～） ・新大学ビジョン（案）を踏まえた具体的な「新大学（案）」を府・市・両大学法人で検討、作成（25年8月） ○法人統合に向けた組織改革 ・理事長、学長分離に向けた定款変更 ・新大学実現に向けた現中期目標変更 ・法人事務局の共同推進体制に係る事前準備	○新大学ビジョン（案）を府戦略本部会議、市戦略会議で議論、決定（25年4月） ○第3次一括法（地方独立行政法人の法人統合を可能とする法改正）が成立（25年6月公布） ○第3回新大学構想会議を開催（25年6月）し、新大学（案）策定に係る検討状況について両大学から報告。 ○今後、新大学構想会議から、社会人向け大学院・教育系大学院に関するより詳細な意見、新大学のガバナンスに関する意見をもらう予定。	17

項目	基本的方向性	実現時期等	平成25年度 取組み	平成25年7月までの到達点	ページ
公営住宅	○大阪市内の府営住宅を大阪市内に移管	○市内の府営住宅を移管（27年度）	○府市の協議 ・移管要綱（移管に係る府市の役割分担、手順、手続き）の検討及び案の策定 ○各種調査、データ整理、システム再構築 ・府営住宅の移管後の事業収支シミュレーションの作成 ○入居者対応 ・入居者への説明	○府市協議 ・移管スキーム（移管条件等）について、公営住宅タスクフォースにおいて基本的に合意 ○各種調査、データ整理、システム再構築 ・事業収支シミュレーションの作成に着手	18
文化施設	○府市の文化施設9施設の経営形態については地方独立行政法人をめざす	○地方独立行政法人設立（27年度）	○博物館の地方独立行政法人化を可能とする政令改正について国へ要望 ○新法人のあるべき姿の検討（地独法化の目的と効果、経営目標・理念、具体的取組み等） ○地方独立行政法人化に向けた準備 ・定款・評価委員会条例及び共同設置規約案・中期目標案・中期計画案・業務方法書案などの作成、移行・継承準備（土地・建物の測量・登記など）	○府市施設の事業分析及び他都市の状況や地方独立行政法人と指定管理者制度（公益財団法人）とのメリット、デメリットを整理し、経営形態を地方独立行政法人とすることを確定 ○博物館業務と発掘調査業務との関係整理	19
市場	○府市場は指定管理者制度（24年4月導入）の効果検証	○経営の効率化	○経営の効率化及び指定管理者制度導入にかかる効果検証	○指定管理者の業務の実施状況等を評価する外部委員会を設置し、評価を実施（25年2月） ○府中央卸売市場活性化協議会を開催し、経営展望の進捗状況の評価を実施（25年7月）	20
	○市市場（本場、東部）は指定管理者制度に移行	○指定管理者制度導入（27年度）	○指定管理者制度導入にかかる検討（仕様書、募集要項の検討等） 大阪中央卸売市場業務条例の改正（26年3月）	○指定管理者制度導入について、市場内事業者の方針説明	
	○市市場（南港）は引き続き検討	○基本的方向性を踏まえた活性化等対応（26年度以降）	○市場の活性化に向けた基本的方向性の決定	○南港市場の将来コンセプト（基本的方向性）について検討を行い、南港市場運営協議会（審議会）の場で議論（25年3月）	
下水道	○市下水道事業は上下分離・コンセッション型による運営管理を含めた経営形態の検討	○（一財）都市技術センターを暫定活用した上下分離の実施（25、26年度） ○新組織設立（26年度） ○民間参画を含めた新組織への移行（27年度）	○経営形態見直しに係る実行計画策定及び新組織設立準備 ・新組織設立に関する検討調査の継続 ・（一財）都市技術センターにおいて民間役員を招聘し、経営マネジメントチームを設立 ・26年度包括委託に向けた準備作業	○大阪市下水道事業経営改革の基本方針と実施計画案を策定（24年12月） ○上下分離手法及び新組織設立に向けた検討調査（～25年度） ○（一財）都市技術センターへ西部方面管理事務所所管施設の管理運営を包括委託実施。あわせて職員派遣（25年4月）	21
	○府市下水道事業の行政組織のあり方は継続して検討	○実施主体、行政組織の確立（27年度）	○新たな大都市制度移行時の実施主体、行政組織の確定に向けた協議	○下水道タスクフォースで、想定パターン、利点などの整理、統合に関する検討	

類似・重複している行政サービス（B項目）

項目	基本的方向性	実現時期等	平成25年度 取組み	平成25年7月までの到達点	ページ
信用保証協会	○府市信用保証協会の統合については、府保証協会に吸収合併 ○統合後の経営ガバナンスは府保証協会主導	○府・市信用保証協会の合併（25年度）	○合併協議会等による検討 ・引き続き、資産査定、システム統合、業務・組織体制のあり方、府市の財政負担のあり方等について検討 ○認可庁（金融庁、中小企業庁）との調整、合併認可 ・信用保証協会法等の規定に基づく必要な手続きを経て、年度内を目途に国の合併認可を得て合併完了 ・合併計画（事業計画、収支計画）等の作成と国への申請	○府市保証協会合併協議会を設置（24年7月） ○合併協議会の下に部会及び両協会によるPTを設置（資産査定やシステム統合、業務・組織体制など検討） ○府・市（知事・市長出席）、府・市保証協会による協議を実施 ガバナンスを府協会とする吸収合併方式を確認するとともに、組織体制・安定的な財務基盤のあり方について協議（25年1月）	23
(公財)大阪府国際交流財団 (公財)大阪国際交流センター	○国際交流財団は存続期間10年間(H34年度まで)とし、その後、広域で必要なものは直営で実施 ○大阪国際交流センターは、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討するとともに、H26年度に施設運営の民営化を実施し自律的運営をめざす	○国際交流財団の存続期間は、34年度まで ○大阪国際交流センターの施設運営の民営化(26年度)と財団の自律的運営	○大阪府国際交流財団 ・「大阪府国際化戦略アクションプログラム(第1期)」に基づく府と連携した広域事業の強化・実施 ・広域事業基盤としての府内市町村の国際化支援(人材育成・出張相談・防災訓練支援等)、専門人材の育成 ○大阪国際交流センター ・各区等と意見交換を進め、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討 ・26年度からの施設運営事業者を市でプロポーザル方式により公募(25年9月)	○重複事業について役割を明確化し、事業の整理・見直し(災害時の外国人支援、留学生就職支援事業など)	24
(公財)大阪府保健医療財団 (一財)大阪市環境保健協会	○府保健医療財団は、公益財団法人として経営の安定化・自立化をめざす ○市環境保健協会は、一般財団法人へ移行し、自立化を図る	○府保健医療財団の公益財団法人への移行(25年4月) ○市環境保健協会の一般財団法人への移行(自立化)(25年6月)	○形態の見直し ・府保健医療財団の公益財団法人への移行(25年4月) ・市環境保健協会の一般財団法人への移行(自立化)(25年6月) ○基礎自治体への支援(府) ・検診不足地域への車検診等を引き続き実施 ・がん検診等のデータ分析により、基礎自治体に助言・研修	○両財団及び府市の関係者による検討会を実施(24年9月～) ・両財団における検診精度を高めるための方策について協議、連携事業の検討 ○形態の見直しを行った両財団の現状確認(25年6月) ・公益財団法人、一般財団法人とそれぞれ経営の自立化を図る中、連携の可能性を再検討	25
道路公社	○府道路公社は、ハイウェイオーソリティ構想の実現に向け阪神高速道路(株)等との統合をめざす ○市道路公社は、早期解散も視野に入れ、市公社のあり方について検討	○阪神高速道路(株)等との統合を目指す <早期解散を想定した場合> ○三セク債活用の場合、年度末解散(25年度)	○国と地方の検討会(国、地方自治体、高速道路会社等で構成)で、阪神都市圏高速道路全体の料金体系一元化を検討 ○統合に向けた検討、高速会社との協議 ○高速会社との維持管理業務等一体化の拡大 ○三セク債を活用した場合、25年度末解散(予定) ※地方財政法により、三セク債は25年度までの時限措置	○当面の取組みとして、南阪奈や第二阪奈で維持管理業務等を高速会社に委託 ○統合について、スキームや統合先等について検討 ○市公社のあり方について、市道路公社経営監視会議で意見聴取し(25年8月)、早期解散も視野に検討 ○三セク債を活用した場合の課題について整理・検討中	26
住宅供給公社	○新たな大都市制度移行時に市公社が存続できない場合には、市公社を解散することを基本とし、その場合の課題について検討。平成25年度中に方向性をまとめる	○市公社について25年度の検討結果に基づき対応(26年度以降)	○市公社について、民営化に向けての検討を進める。デューデリジェンスを実施 ○両公社で経営改善の取組みを推進。連携策を引き続き実施	○両公社で経営改善の取組みを推進。連携策の検討・実施 ○市公社の今後のあり方について検討し、課題(新たな経営主体への移行の際の市債権の保全、新たな財政支出の可能性等)の整理(25年3月) ○市公社において、デューデリジェンスの実施(25年7月～12月)	27

項目	基本的方向性	実現時期等	平成25年度 取組み	平成25年7月までの到達点	ページ
堺泉北埠頭株 大阪港埠頭株	○府市港湾事業の統合（A項目）及び大阪港埠頭株と神戸港埠頭株の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭株と（仮称）阪神港埠頭株の経営統合をめざす	○神戸港埠頭株と大阪港埠頭株との経営統合、（仮称）阪神港埠頭株と堺泉北埠頭株との経営統合（27年度以降）	○堺泉北埠頭株 ・港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積（港湾運営の委任方法・府営上屋売却（府港湾局→堺泉北埠頭株）に係る検討・関係者調整） ○大阪港埠頭株 ・特例港湾運営会社として、コンテナ・フェリー埠頭の一元的運営	○堺泉北埠頭株 ・港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積の準備（港湾運営の委任方法・府営上屋売却に係る検討・関係者調整中） ○大阪港埠頭株 特例港湾運営会社の指定（24年10月）、公共コンテナ埠頭の運営開始（24年12月、25年4月）	28
（公財）府文化財センター （公財）市博物館協会	○市が博物館協会に委託している発掘調査業務については、自治体監理への移行を前提に民間活力の導入を図るなど整理再編を行う ○府文化財センターは、引き続き広域自治体の発掘調査業務を担う他、市町村支援も行う	○大阪府 大都市制度移行後の公益法人が担う発掘調査の監理（27年度） ○大阪市 発掘調査業務を基礎自治体（特別区）監理に移行（27年度）	○大阪府 ・発掘調査業務における自治体と公益法人の役割分担の整理 ○大阪市 ・発掘調査業務の民間活力の導入と業務の整理再編に向けた課題整理の検討	○文化施設（A項目）の方向性を「地方独立行政法人」とすることと併せ、府市の発掘調査業務については次の方向で整理 ・大阪府文化財センターの発掘調査事業 広域自治体の発掘調査業務を引き続き担う他、市町村からの要請に応じ、積極的に支援を行う ・大阪市博物館協会の発掘調査事業 市が博物館協会に委託している業務について、自治体監理へ移行することを前提に、民間活力の導入を図りながら、整理再編	29
（地独）府立産業技術総合研究所 （地独）市立工業研究所	○法人統合により、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」をめざす ○法人統合に先行して、経営戦略の一体化と業務プロセスの共通化等を行う	○法人の統合（27年度）	○合同経営戦略会議による一体的な業務推進 ○「業務プロセス共通化検討WG」での検討 ・機器購入、評価判定、研究テーマ選定、広報、顧客拡大など ○「連携事業検討WG」での検討 ・共通技術相談窓口の設置、支援サービスの料金や手続きの統一など	○合同経営戦略会議を設置（24年11月）。統合後のスーパー公設試としての「あるべき姿」（連携を活かした一貫通貫の支援機能の整備等）を策定（25年3月） ○利用企業に対するヒアリング実施、合同研究発表会等の実施（24年11月、25年2月） ○統合方針を盛り込んだ各研究所の中期目標の策定・変更（市会議決（24年11月）、府議会議決（25年3月）） ○第3次一括法（地方独立行政法人の法人統合を可能とする法改正）が成立（25年6月公布） ○統合法人の非課税措置が継続できるよう、地方税法等の改正について国へ要望（25年6月）	30
府立公衆衛生研究所 市立環境科学研究所	○両研究所で共通する分野の検査・調査研究機能を統合した研究所を設置 ○運営形態については、非公務員型の地方独立行政法人	○地方独立行政法人による統合研究所を設立（26年度）	○タスクフォース会議での重要事項の決定及び関係部局との調整 ・法人のあり方案、中期目標案、中期計画案の決定、業務方法書案、役員報酬基準案等の決定 ・法人の各種制度の検証及び設計（人事給与等）等 ○府市各議会への議案の提出（9月定例会） ・中期目標案、職員承継条例案、承継させる権利案、重要な財産協議案等 ○法人設立に係る認可申請 ○栄養専門学校廃止（26年3月）	○統合、独法化に向けた重要事項の決定機関として、府市関係者で構成するTFを発足（24年12月） ○大阪健康安全基盤研究所の定款案、評価委員会共同設置規約について、府市各2月議会で議決 ○タスクフォース会議において法人のあり方について外部有識者の意見を聴取し決定（25年5月） ○法人評価委員会による中期目標素案等の審議（25年7月～） ○環科研が有する環境分野の検査・調査研究機能については民間機関、大学等で代替の方向	31
府立中央図書館、中之島図書館 市立中央図書館	○府立図書館は広域自治体が担い、市立中央図書館は各地域図書館の機能充実が図られるまではその補完機能として基礎自治体が活用	○府市連携事業の拡充、民間委託拡大の検討・実施（25年度～）	○府市連携事業の拡充 ・共催事業の実施拡大、研修連携、実習生受け入れ、会場相互利用などの検討 ○資料搬送の緊密化 ・府市間の資料搬送の増便の試行・本格実施 ○民間委託拡大についての検討内容の実施	○府市連携事業（生涯学習事業、研修・実習などの連携）の検討 ○府市間の資料搬送の緊密化に向けた検討 ○市立図書館において民間委託拡大の実施（25年度） ○中之島図書館については、「大阪都市魅力創造戦略」を踏まえ、外部有識者の助言を得ながら、あり方を検討	32
府立体育会館 市中央体育館	○体育会館は、興行・イベント中心の施設として広域自治体が管理運営 ○中央体育館は、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、施設の有効活用を図る観点から、競技大会も可能な施設として、基礎自治体で管理・運営	○運営状況を踏まえた次期指定管理者公募を実施（27年度） ○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営（27年度）	○引き続き運営の効率化の取組みを実施し、定期的に運営状況の進捗管理を行う。 ○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化について検討 ○新たな基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討	○難波周辺各施設との連携体制の構築 ○ネーミングライツの導入、売店の公募実施 ○施設運営の効率化（業務代行料の削減など） ○施設の規模や配置等の最適化に関する課題を抽出中 ○自治体連携による管理・運営制度について研究	33

項目	基本的方向性	実現時期等	平成25年度 取組み	平成25年7月までの到達点	ページ
府門真スポーツセンター 市大阪プール	○門真SCは、施設構成、利用状況等を踏まえ広域自治体が運営	○新指定管理者による運営の効率化(27年度)	○24年度に行った分析・課題整理を踏まえて、次期指定管理者の公募要件・手法を検討	○HPのバナー広告の導入など収入確保の実施 ○メインアリーナの転換(フロア・プール・スケート)による経営シミュレーションの実施	34
	○大阪プールは、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、競技大会の開催も可能な施設として、基礎自治体で管理・運営	○基礎自治体(新たな体制)による管理・運営(27年度)	○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化について検討 ○新たな基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討	○施設運営の効率化(業務代行料の削減など) ○施設の規模、配置等の最適化に関する課題抽出中 ○自治体連携による管理・運営制度等について研究	
大型児童館ビッグバン キッズプラザ大阪	○キッズプラザ大阪は、29年3月31日までは基礎自治体が契約を継続せざるを得ないが、以降の施設運営のあり方については、自立的経営等の観点から検討を行い、具体策が見いだせない場合は廃止	○自立的経営に向けた取組み状況を踏まえ、キッズプラザ大阪の新たな運営主体について検討(27年度)	○将来の自立的経営等に向けて、民間ノウハウの活用や運営費縮減など年次計画をとりまとめ、補助金を縮減(市) ○事業連携に向け、広報・企画事務等の取り組みを検討し、可能なものから順次実施(府・市)	○補助金の縮減を図るとともに、平成25年4月から市外の学校団体料金を見直し(市) ○広報・企画事務等の検討を行い、HPリンク、広報物の共同PR実施(府・市)	35
府立国際会議場 インテックス大阪	○両施設は機能等が異なり統合になじまないが、MICE機能強化に向け、事業展開のあり方、集客力向上方策等を検討 ○両施設の集客力向上に向けた機能連携 ○インテックス大阪の運営に関して、25年度から競争性を導入	○府・市・両施設の運営者及び関係団体によるプロモーション等の実施(25年度～) ○公募選定事業者による運営への移行 ・インテックス大阪(25年度) ・国際会議場(26年度)	○連絡会議における連携方策の検討、実施 ○両施設を利用する催事誘致プロモーションの実施 ・誘致ターゲットへのセールス ・共同PRツールの作成・活用 ・施設利用の共同案内 ○施設の管理運営 ・インテックス大阪(公募選定事業者による運営への移行) ・国際会議場(管理者の選定手続き、指定議決)	○府・市、OCTB、両施設運営事業者の4者による連絡会議の設置(24年8月) ○府・市、両施設運営事業者及び関連団体による連携方策の検討(24年12月) ○今後のプロモーションの進め方等の検討(～25年3月) ○展示会併催会議の主催者への共同PRを実施(25年7月) ○施設の管理運営 ・インテックス大阪について、公募選定事業者による運営実施(定期建物賃貸借)(25年4月) ・国際会議場について、26年度以降、公募により指定管理者を選定する方針決定、関係府条例改正(25年3月)	36
こども青少年施設 〔青少年野外活動施設〕	○林間系は、府の施設は少年自然の家を存続し、市の施設は伊賀を廃止し、信太山は当面存続 ○海洋系は、府立青少年海洋センターの存続(びわ湖の廃止)を基本に検討	○伊賀、びわ湖の施設廃止(25年度末) ○存続施設の利用率向上に向けた取組みの実施	○伊賀青少年野外活動センター、びわ湖青少年の家 ・廃止に向けた条例改正 ・処分の方針の検討 ○少年自然の家、青少年海洋センター、信太山青少年野外活動センター ・利用率向上に向けた取組み ・伊賀青少年野外活動センター利用者へのPR(少年自然の家、信太山) ・びわ湖青少年の家利用者へのPR(海洋センター)	○びわ湖青少年の家の廃止方針を決定 ○廃止施設の課題整理や関係者との調整開始(24年7月～) ○存続施設の利用率向上に向けた検討開始(24年7月～)	37
府立障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪) 市障がい者スポーツセンター	○ファインプラザ大阪は競技スポーツの振興拠点として広域自治体が管理運営(指定管理者制度を導入) ○長居・舞洲障がい者スポーツセンターは基礎自治体の役割とするが、新たな基礎自治体単位での運営は困難であり、広域的な連携により管理運営	○府：指定管理者による運営開始(25年度) ○市：長居・舞洲の管理運営にかかる周辺自治体との連携協議、結論(26年度)	○大阪府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪) ・指定管理者による運営開始(25年4月) ○大阪市障がい者スポーツセンター ・宿泊施設の新たな運営方式による事業開始 ・宿泊施設の収支均衡策の効果について検証 ○障がい者スポーツに関する役割、機能の整理、結論	○ファインプラザ大阪の指定管理者による運営開始(25年4月) ○舞洲障がい者スポーツセンターの障がい者就労支援事業の実施及び利用料金制の導入(25年7月)	38
(公財)大阪産業振興機構(マイルドチームおおさか) (公財)大阪市都市型産業振興センター(産業創造館)	○中小企業支援において相乗効果を発揮できるよう、両法人を統合する ○施設は、法人が担う役割、利用者ニーズ等を見極めたうえで中核拠点の一本化も含めた最適化を図る	○法人の統合(27年度)	○連携推進会議の設置・運営(25年6月) ・経営戦略・目標の共有化、事業(施設を含む)の連携や共同化 ・法人統合を見据えた両法人の事業のあり方、課題の検証 ・法人統合にあたっての組織、財源等諸課題に係る協議・調整	○ワンボードマネジメント準備チームの設置(24年10月) ○両法人の理事会でワンボードマネジメント組織設置に関する了承(25年3月) ○ワンボードマネジメント組織として連携推進会議を設置(25年6月) ○連携推進会議の下に企画調整部会を設置 法人統合に向けた課題や経営戦略の共有化に向けた協議	39

項目	基本的方向性	実現時期等	平成25年度 取組み	平成25年7月までの到達点	ページ
ドーンセンター クレオ大阪	○ドーンセンターは、専門的広域的事業の実施、基礎自治体業務を支援・補完する施設として広域自治体機能を担う	○総合評価一般競争入札による事業者選定の結果を踏まえ、広域自治体事業を実施(25~27年度)	○総合評価一般競争入札により事業者を選定し、広域自治体事業を実施	○府委託事業の内容を精査・決定し、総合評価一般競争入札による事業者選定を行った	40
	○クレオ大阪は市民密着型事業の拠点施設として基礎自治体の機能を担う。5館体制の集約化	○検討結果を踏まえた対応(26年度)	○クレオ大阪において実施すべき基礎自治体としての事業内容を精査	○市政改革プランに沿って検討中	
府立高校 市立高校	○広域自治体に一元化	○27年度に向けて課題を解決した上で、広域自治体に一元化	○府立・市立高校すべてを対象とする再編整備の計画を策定・実施 ○移管に向けて個別課題(教育内容、財政面、組織、人員面)の方向性を決定し、その解決に着手	○クリアすべき課題ごとの実務担当者チームを編成(24年9月)し、府市それぞれで現状把握を実施 ○「府立高等学校の将来像検討専門部会」(有識者会議)の審議結果を報告書として公表(24年12月)	41
府立支援学校 市立特別支援学校	○広域自治体に一元化	○27年度に向けて課題を解決した上で、広域自治体に一元化	○移管に向けて個別課題(教育内容、財政面、組織、人員面)の方向性を決定し、その解決に着手 ○新校整備(25年4月開校) 府：摂津支援学校、とりかい高等支援学校 市：東住吉特別支援学校 ○新校整備(府立泉北・泉南新校整備25年度未完了)	○府市それぞれにおいて、新校整備完了(26年度末)に向けた準備事務を実施 ○クリアすべき課題ごとの実務担当者チームを編成(24年9月)し、府市それぞれで現状把握を実施	42
府こころの健康センター 市こころの健康センター	○広域自治体に一元化(新たな大都市制度移行時までは、都道府県・政令市に必置義務があるため、双方で設置)	○広域自治体に一元化(27年度)	○両センターの役割・連携協議 ・夜間救急診療業務、昼間診療業務など府市の事務分担を明確化 ○両センターの機能分担の検討 ・救急医療運営委員会の一元化、救急医療体制の整備の検討 ○普及啓発事業や専門研修の一元化	○自殺対策に関する研修を共同実施(25年2月) ○実務担当者会議の開催(25年4月~) ・本庁機能業務、研修・普及啓発事業等、措置・鑑定業務、自立支援医療・手帳業務、精神医療審査会等について検討	43
府犬管理指導所 市動物管理センター	○保健所設置市に設置義務があることをふまえて、新たな大都市制度移行時に基礎自治体が担う業務、施設の管理運営方法を明確化	○基礎自治体の水平連携(一部事務組合方式)による事業・施設運営体制に移行(27年度)	○事業連携 ・府市間で調整が終了した事案については、順次開始(犬ねこ等の譲渡、動物愛護推進協議会の共同開催) ○基礎自治体として担うべき権限、事務事業内容を精査 ○施設の管理運営方法の検討 ・基礎自治体の運営形態の精査	○「府市統合に向けた事業連携検討委員会」を設置し、犬ねこの譲渡(実施要領を作成し実施済)や動物愛護推進員活動の支援などの具体策を協議(24年8月~) ○狂犬病予防業務及び中核市権限の動物愛護管理業務について、各特別区で実施する方向で検討 ○運営形態としては水平連携型(一部事務組合形式)で運営する方向で検討	44

経営形態の見直し検討項目（A項目）

基本的方向性 工程表

下線部は、平成 25 年 2 月版からの主な変更・追加箇所

A 項目：地下鉄

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
<p>○上下一体で民営化 ○当面の経営改善方策の実施</p>	<p>○ 民営化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄事業民営化基本プラン（案）について、引き続き議会での議論を踏まえ検討を進めるとともに、民営化に向けた具体的実務を実施 ・デューデリジェンス業務の実施 ・民間鉄道事業者との調整を経て、堺筋線等の終発延長の実施 ・その他サービス向上策の順次実施 ・<u>交通政策部門の強化</u> ・<u>民間人材の登用</u> <p>○ 当面の経営改善方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地下鉄事業中期経営計画」の取組み項目の着実な実施 など 		<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>○ 民営化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通局に民営化推進室を設置（24 年 8 月） ・議会での議論や、大阪市民・お客さまからのご意見を踏まえた地下鉄事業民営化基本方針（案）を策定するとともに「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」を上程（25 年 2 月） ・議会において地下鉄事業民営化基本方針（案）をもとに議論されたが、さらに議論を重ねる必要があるとのことで、条例案については継続審査と判断（25 年 3 月） ・議会での議論を踏まえて、さらなる検討を加えた地下鉄事業民営化基本プラン（案）を策定し議会において議論されたが、条例案については、再度、継続審査と判断され、交通政策特別委員会が設置された（25 年 5 月） ・デューデリジェンス等業務の委託（25 年 7 月） ・交通政策特別委員会の開催（25 年 7 月） <p>○ 当面の経営改善方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄事業中期経営計画を策定（24 年 7 月） <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p>
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>○ 民営化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会における条例案の継続審査 ・<u>交通政策部門の強化（8 月）</u> ・<u>民営化についての市民、利用者との意見交換会の開催（8 月・9 月）</u> ・<u>「大阪市鉄道ネットワーク審議会」を設置する条例案の上程（9 月）</u> ・民営化に関する業務の本格実施（デューデリジェンス等） ・国その他の関係機関、金融機関との調整・交渉 	<p>○ 民営化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営化に関する業務の本格実施（デューデリジェンス、新会社の設立等） ・国その他の関係機関、金融機関との調整・交渉 ・料金値下げの実施 	<p>○ 民営化移行（新会社営業開始）</p>	

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等	
<p>○地下鉄事業とは完全分離して運営、かつ民営化</p> <p>○民営化に向けて、路線譲渡及び管理委託の拡大を図る</p> <p>○当面の経営改善方策の実施</p>	<p>○ 民営化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> バス事業民営化基本プラン（案）について、引き続き議会での議論を踏まえ検討を進めるとともに、民営化に向けた具体的実務を実施 区長会から要請のあった路線について、平成 25 年度の一年間は運行に必要な経費に対する財政措置に基づき交通局が運行 <u>交通政策部門の強化</u> 大阪運輸振興(株)の経営陣の強化 <p>○ 当面の経営改善方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 「バス事業中期経営計画」の取組み項目の着実な実施 など 		<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>○ 民営化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通局に民営化推進室を設置（24 年 8 月） 議会での議論や、大阪市民・お客さまからのご意見を踏まえたバス事業民営化基本方針（案）を策定するとともに「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」を上程（25 年 2 月） 議会においてバス事業民営化基本方針（案）をもとに議論されたが、さらに議論を重ねる必要があるとのことで、条例案については継続審査と判断（25 年 3 月） 議会での議論を踏まえて、さらなる検討を加えたバス事業民営化基本プラン（案）を策定し議会において議論されたが、条例案については、再度、継続審査と判断され、交通政策特別委員会が設置された（25 年 5 月） 交通政策特別委員会の開催（25 年 7 月） <p>○ 当面の経営改善方策</p> <ul style="list-style-type: none"> バス事業中期経営計画を策定（24 年 7 月） <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p>	
今後の取組み（工程）			備考	
25 年度	26 年度	27 年度		
<p>○ 民営化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会における条例案の継続審査 <u>交通政策部門の強化（8 月）</u> 大阪運輸振興(株)の経営改革案及び大阪運輸振興(株)への譲渡規模の考え方を取りまとめ（8 月） <u>民営化についての市民、利用者との意見交換会の開催（8 月・9 月）</u> バス事業民営化基本プラン(案)に基づく具体的実務の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢民間バス事業者の公募 ➢民間バス事業者の決定 ➢交通局の路線廃止申請・民間バス事業者の新規免許申請 	<p>○ 民営化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間バス事業者による運行 			

A 項目：水道

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
<p>○ 『「府域一水道」＋「民営化」』という将来目標の実現に向け、市水道局は、経営形態の変更（民営化）の検討を進める</p> <p>○ 市水道局は合理化策や経営改善策を策定、実行</p>	<p>○ 秋ごろに、経営形態の変更（民営化）に関する検討のとりまとめ</p> <p>○ 市水道局の合理化策や経営改善策について、引き続き検討・実施する</p>	<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>○ 統合協議等</p> <p>24 年度</p> <p>◇ 4 月～7 月：中間とりまとめ案の作成</p> <p>◇ 8 月～2 月：水道事業統合(素案)の作成</p> <p>25 年度</p> <p>◇ 4 月 1 5 日：第 5 回水道事業統合検討委員会を開催</p> <p>◇ 4 月 2 3 日：第 3 回 4 3 市町村首長会議を開催し、水道事業統合（案）を承認</p> <p>◇ 5 月 2 4 日：統合関連 2 議案が市会本会議において否決</p> <p>◇ 6 月 1 9 日：市戦略会議において、統合協議の一旦中止と経営形態の変更（民営化）に関する検討を進めることを決定</p> <p>○ 市水道局の合理化策、経営改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数の削減（1,712 人（H24.5）→1,620 人（H25.5）） ・ 給与水準の見直し（技能職員▲5.3%、事務・技術職員▲1.8%（平均改定率））（平成 24 年 8 月実施） <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p> <p>○ 経営形態の変更（民営化）関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共性の確保を前提とする中で、様々な民営化形態について検討するとともに、関係省庁等との法制度面に関する協議を進める必要がある 	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>○ 秋ごろまでに経営形態の変更（民営化）に関する検討のとりまとめを行う</p> <p>○ 市水道局の合理化策や経営改善策について、引き続き検討・実施する</p>	<p>○ 経営形態の変更（民営化）に関する検討結果を受けて対応</p> <p>○ 市水道局の合理化策や経営改善策を進める</p>	<p>○ 経営形態の変更（民営化）に関する検討結果を受けて対応</p> <p>○ 市水道局の合理化策や経営改善策を進める</p>	

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等		
<p>○ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 受皿組織に現業職員を移管し非公務員化を図る その後、民間委託を拡大し完全民間化を図る <p>○ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場稼働体制の見直し、民間運営や民間委託推進（9工場体制から6工場稼働体制） 当面はブロック単位（大阪ブロック大阪市、八尾市、松原市）での処理体制（一部事務組合）の構築 	<p>○ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 新会社の設立主体となる事業者の公募に向けた具体的な制度設計の実施（間接部門を含む組織体制、委託金額等に係るモデルを設定してのコスト分析、環境事業センター等に係る資産調査等の実施） 11月頃を目処に公募を開始し、平成26年2月頃を目処に事業者を選定 <p>○ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 3市で設立準備委員会を設置し、規約案の作成等一部事務組合設立に必要な協議を進めていく。 （規約に定める事項） <ul style="list-style-type: none"> ①名称 ②構成団体 ③共同処理する事務 ④事務所的位置 ⑤議会の組織及び議員の選挙方法 ⑥執行機関の組織及び選任の方法 ⑦経費の支弁の方法 人事・給与・財務会計システムの構築等一部事務組合の事業開始に向けた準備 	<p>≪これまでの進捗状況（25年7月末までの到達点）≫</p> <p>○ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 24年8月～25年7月にPT会議を16回開催し、議論・検討を進めた。 市場性の有無や民間化手法に関する「マーケット・サウンディング」の結果を公表（24年12月） 25年3月に労働組合と協議、及び職員への説明を開始。 25年4月、「経営形態の変更に係る方針（案）」において、民間出資の新会社（株式会社）を設立すること、新会社の設立主体となる事業者を公募・選定すること、本市現業職員の受け入れを前提とすること、新会社との間で5年間は業務委託契約（5年経過後は完全民間開放による競争入札）を行うことなどを取りまとめた。 <p>○ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 25年3月、森之宮工場閉鎖。 25年3月に労働組合と協議、及び職員への説明を開始。 一部事務組合設立準備経費について大阪市、八尾市、松原市の各議会で予算承認を得た。 25年3月、平成26年7月を目途に一部事務組合を設立することなど、3市長で基本合意書を締結した。 25年4月、3市による第1回設立準備委員会（以下「委員会」）を開催した。 25年7月、第2回委員会を開催し、一部事務組合の概要案について確認した。 <p>≪取組みにあたっての課題および解決策≫</p> <p>○ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の参入促進策の検討 民間化にあたってのリスクマネジメントの検討 完全民間化に向けた市場の育成 職員の新会社への円滑な移管のため、人事制度、分限処分、退職者優遇制度などの雇用条件等の検討（人事室と協議） 		
今後の取組み（工程）				備考
25 年度		26 年度	27 年度	
<p>○ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 新会社の設立主体となる事業者の公募に向けた具体的な制度設計の実施（4月～） <ul style="list-style-type: none"> ◇新会社に委託する業務内容の精査 ◇市有資産の調査、整理 ◇委託金額の算出と新会社の財務シミュレーションの作成 ◇新会社に移管する職員の勤務労働条件等に係るあり方の検討 ◇公募要項（素案）の作成 24年度に引き続き、労働組合と協議するとともに、各職員への説明・ヒアリングを順次実施（5月～） マーケット・サウンディングを再度実施し、事業者から意見聴取（8月～9月） 経営形態変更にかかるパブリックコメントを実施し、市民から意見聴取（8月～9月） 戦略会議において、公募等にかかる詳細の内部意思決定（9月～10月） 公募型コンペ方式により事業者から提案を受付し、平成26年2月を目途に事業者を決定（11月～2月） <p>○ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約案の合意（9月） 3市の議会にて規約案の審議（11月～12月） 一部事務組合条例・規則案の合意（1月） 一部事務組合設立申請（1月） 3市の議会にて平成26年度分担金の予算審議（3月） 		<p>○ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 新会社の設立準備手続き（4月～） 職員の移管手続き（4月～） 新会社の設立及び現業職員の移管（非公務員化）、以降、当該新会社への家庭系ごみ収集輸送事業の委託開始（10月～） <p>○ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合へ移行、事業開始（7月） 大正工場閉鎖 	<p>○ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、新会社による家庭系ごみ収集輸送事業の遂行（4月～） <p>○ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 住之江工場停止→6工場稼働体制へ 新たな大都市制度に応じ、一部事務組合の組織改変 	

A 項目：消防

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
<p>○法制度での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな大都市に応じた消防制度創設など 西日本の拠点として必要な機能充実のための行財政制度創設 各消防業務の適正規模確保のための制度整備 <p>○現行制度内での一元化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 府、大阪市の消防学校の組織統合 大規模・特殊災害対応における消防部隊の効果的な運用や指揮系統の明確化 <p>○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 府内消防本部の組合化や水平連携の支援 	<p>○法制度での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 西日本の拠点として必要な機能充実のための制度化を国等へ働きかけ <p>○現行制度内での一元化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 府、大阪市の消防学校の組織統合 ▶26 年 4 月の統合に向けた運営体制の構築（組織、カリキュラム等の確定） <p>○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 府内消防本部の組合化や水平連携の支援 ▶大東四條畷消防組合（一部事務組合）の設立許可等調整 ▶指令共同運用や水平連携の働きかけ ▶府内全消防本部を対象とした全国初の「警防技術指導会」による消防技術向上と連携強化 	<p>◀これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）▶</p> <p>○法制度での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 府・市特別区設置協議会において、消防事務の取り扱いについて議論 <p>○現行制度内での一元化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 府、大阪市の消防学校の組織統合 ▶府立消防学校の運営協議に新たに大阪市消防局が参画 ▶大阪府下消防長会を通じて、新たなカリキュラム案をとりまとめ ▶教育訓練等の具体的な実施内容及び実施手法（教官配置等）を協議（市消防車両の府立消防学校訓練への一部活用等を決定） <p>○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 府内消防本部の組合化や水平連携の支援 ▶泉州南消防組合（一部事務組合）の設立（25 年 4 月業務開始） ▶大東市・四條畷市消防広域化協議会において協議 ▶府内消防本部間の連携による共同取組みを実施（スマートフォンを活用した救急患者の搬送支援システムを 10 消防本部において実施） <p>◀取組みにあたっての課題および解決策▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶地域での水平連携の強化にあたっては、市町村ごとに地域事情が異なり、地域に合った連携方策や財政支援を調整 	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p><機能ごとの適正規模></p> <p><全国域></p> <p>救助(高度機能) (あり方や運営方法等の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度化働きかけ <p><府内全域（広域）></p> <p>教育・訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府・大阪市消防学校の一体的運用 <p><広域～中域></p> <p>通信指令</p> <p>(市町村消防の取組みを踏まえながら、中域以上で共同運用の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロックで共同運用 <p><概ね人口 30 万人（中域）></p> <p>通常消防業務組織</p> <p>(中域以上での実行規模の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロックで広域化 ・コア消防への委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度化働きかけ ・府・大阪市消防学校の組織統合（26 年 4 月～） ・ブロックで共同運用 ・ブロックで広域化 ・コア消防への委託 	<p>新たな大都市にふさわしい消防制度（法整備等）を確立</p> <p>(新たな大都市にふさわしい消防の姿)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 西日本の拠点としてふさわしい消防力の確保 ○ 大規模災害への的確な対応 ○ 消防力の最適規模化を通じた業務の効率化 	<p>参考</p> <p>○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内消防本部の組合化や水平連携の支援 ▶26 大東市・四條畷市消防組合業務開始 ▶27 非常備消防の常備化 ▶27～28 3エリアで指令共同運用開始

A 項目：病院

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
<p>○市立住吉市民病院の小児・周産期医療の機能を府立急性期・総合医療センターへ機能統合</p> <p>○地方独立行政法人大阪病院機構（仮称）を設立、府市病院を一体的に運営</p> <p>○府域全体の医療資源の有効活用（⇒今後の検討課題）</p>	<p>○大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計・実施設計及び先行工事等の実施 ・住吉市民病院用地への民間病院誘致 住之江区・市病院局によるマーケットサウンディング事業者との意見交換 公募条件（病床数・診療機能）等条件の整備 ・住吉市民病院廃止に伴う公立病院再編統合計画の策定 急性期C、誘致する民間病院の医療機能及び具体的整備内容の確認 厚生労働省との協議、地域医療協議会、府医療審議会の同意・承認、所管保健所への開設許可一部変更許可の申請・承認 <p>○府市病院の経営統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民病院独法化 定款・評価委員会条例、中期目標・中期計画等の策定 ・府立病院機構の非公務員化 定款変更、総務省認可申請 <p>○府域全体の医療資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府市医療戦略会議」の検討状況を参考にしながら、公立病院の広域医療・地域医療のあり方について検討予定 	<p>《これまでの進捗状況（25年7月末までの到達点）》</p> <p>○住吉母子医療センター（仮称）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住吉市民病院及び助産師学院の廃止条例案の可決（25年3月） ・基本設計、実施設計の契約（25年5月） ・住吉市民病院用地への民間病院誘致の公募条件を検討 ・公立病院再編統合計画の検討（府市担当間で検討中） <p>○府市病院の経営統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民病院独法化に向け、ノウハウを持つ外部コンサルタントと移行支援業務委託契約を締結 ・市民病院独法化の定款策定（5月市会提案⇒継続審査） ・第3次一括法（公務員型の地方独立行政法人を非公務員型へ移行・法人統合を可能とする法改正）が成立（25年6月7日議決 6月14日公布） ・統合法人の非課税措置が継続できるよう、地方税法等の改正について国へ要望（25年6月） <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p> <p>○住吉母子医療センター（仮称）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住吉市民病院廃止に伴う公立病院再編統合計画の策定 ・民間病院誘致の公募条件（具体的な誘致条件、手続き等）の策定 <p>○府市病院の経営統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合法人の非課税措置継続のための地方税法等の改正 	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>○住吉母子医療センター（仮称）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計（～8月）、実施設計（9月～26年6月）、先行工事（10月～26年6月） ・住吉市民病院用地への民間病院の誘致（時期調整中） 民間病院の公募条件（病床数・診療機能）の決定 ・住吉市民病院廃止に伴う公立病院再編統合計画の策定（時期調整中） 厚生労働省との協議、地域医療協議会、府医療審議会の同意・承認 所管保健所への病院開設許可一部変更許可申請・承認 <p>○府市病院の経営統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民病院独法化関係 定款、評価委員会条例提案、総務省認可申請、中期目標・計画策定 ・府立病院機構の非公務員化関係 定款の変更、総務省認可申請 <p>○府域全体の医療資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「府市医療戦略会議」の検討状況を参考にしながら、医療資源の有効活用を図る 	<p>○住吉母子医療センター（仮称）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計（25年9月～26年6月） ・先行工事（25年10月～26年6月） ・建設工事（26年9月～28年3月） <p>○府市病院の経営統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法全部適用である市民病院を地方独立行政法人（非公務員型）に移行（26年4月） ・公務員型地方独立行政法人である府立病院機構を非公務員型に移行（26年4月） ・府市病院機構の統合関係 評価委員会共同設置、定款、総務省認可申請、中期目標・中期計画策定 <p>○府域全体の医療資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「府市医療戦略会議」の検討結果を参考にしながら、医療資源の有効活用を図る 	<p>○住吉母子医療センター（仮称）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事（26年9月～28年3月） ・28年度供用開始予定 <p>○府市病院の経営統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人大阪病院機構（仮称）の設立 <p>○府域全体の医療資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「府市医療戦略会議」の検討結果を参考にしながら、医療資源の有効活用を図る 	<p>府市双方の病院で調整が可能な項目は、経営統合前に府市間で統一が図られるよう、作業を進める。</p>

A 項目：弘済院

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
<p>○附属病院・第2特養 直営廃止、民間移譲</p> <p>○第1特養 指定管理期間満了後、民間移譲を検討</p> <p>○養護老人ホーム 廃止決定済（27年度末） （認知症をはじめとする高齢者の医療・福祉の拠点を民間の運営主体により整備する観点から、必要な条件を付して公募により運営主体を選考する）</p>	<p>①プロポーザル公募条件、契約条項の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継承すべき認知症等高齢者医療・福祉機能に関する条件、土地の売却・大規模再開発等に関する条件の検討 ・マーケット・サウンディング（市場調査）の実施（9月～10月） ・事業者選定会議の設置 <p>②土地の基礎調査、評価・鑑定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売却エリア決定、測量・境界確定、面積確定、物件調書の作成 ・土壌汚染調査（表層調査・深層調査） ・土地・建物の評価・鑑定 <p>③吹田市等関係各方面への説明・情報収集、事前協議 （吹田市役所、地元連合町会、医師会、指定管理者、大阪府、近畿厚生局 他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹田市との協議（土地の所有権整理、既開発計画の終息） ・地元協議（公募条件） 		<p>≪これまでの進捗状況（25年7月末までの到達点）≫ ※番号は左と同じ</p> <p>① コンサルティングを活用し、市場調査実施中 事業者意識調査、公募条件検討、プロポーザル成立の可能性等について調査、検討。考え方・手順・スケジュール見直し 土地の売却契約手順については、本市契約管財局と協議実施中 公募条件、開発協議・環境影響評価について、吹田市と協議実施中</p> <p>② 土地基礎調査（測量・境界確定・土壌汚染調査計画策定・表層調査）に着手</p> <p>③ 吹田市等関係各部署への説明・情報収集のうえ、事前協議実施中 地元連合町会長等への説明（全体説明会を含む）、協議実施中 指定管理者との間で、第1特養の民営化に関する協議実施中</p> <p>≪取組みにあたっての課題および解決策≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症等高齢者医療・福祉機能の円滑な継承 公募条件の策定に当たって、盛り込む条件の明確化 病院及び特養の機能継承にかかる譲渡方法の検討 ○ 公募までの短期間に土地の基礎調査、評価・鑑定の着実な実施 ○ 吹田市との課題の円滑な協議 土地の所有権整理（市道・里道・水路敷） 既開発計画の終息
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>○ <u>プロポーザル公募条件、契約条項の検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継承すべき認知症等高齢者医療・福祉機能関連条件、土地の売却・大規模再開発等に関する条件の検討 ・マーケット・サウンディング（市場調査）の実施 ・事業者選定会議の設置 <p>○ <u>土地・建物の基礎調査、評価・鑑定の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量・境界確定・登記・土壌汚染等土地基礎調査の実施 ・土地・建物の評価鑑定 <p>○ <u>吹田市等関係各方面への説明・情報収集、事前協議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹田市との協議（土地の所有権整理、既開発計画の終息） ・地元協議（公募条件） 	<p>○ <u>プロポーザル公募実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者選定会議の開催 ・企画提案審査、価格提案審査 ・大阪府医療審議会での病床数の確認 ・開発事業者、運営事業者、売却価格の決定 ・協定、仮契約の締結 ・財産売却案件の市会承認手続き <p>○ <u>事業者決定後、法人による大規模開発事前協議・環境影響評価事前協議、地元協議の開始</u></p>	<p>○ <u>法人による事業継承（H28年4月）の準備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模開発事前協議・環境影響評価事前協議、地元協議継続 ・医療・特養施設の開設の届出 ・大阪府医療審議会協議 <p>○ <u>弘済院としての事業廃止、法人への事業譲渡準備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止届出 ・各施設における事業継承のための業務等引継 	<p>○ 吹田市との開発協議、環境影響評価に要する期間は開発内容による。 開発許可後、建築確認申請手続きを経て、設計・建設工事となる</p> <p>○ 第1・2特養施設の売却等を行った場合、起債一括償還、国庫補助金返還が必要</p>

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
<p>○大阪湾諸港の港湾管理の一元化の第一ステップとして、物流に特化し、また機動的・柔軟なサービスの提供が可能な「新港務局」により府市の港湾管理者の統合（大阪港・堺泉北港・阪南港）を目指す</p>	<p>○法制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正協議（関係省庁）→所要の法制度改正（※） ・国家要望（6月） <p>○「新港務局」制度の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務・人員の整理 ・新組織設立に向けた準備等（事務局組織、システム検討、委員の選任、財産の確定、会計など） ・国交省、総務省ほか関係省庁及び沿岸市町等との調整 <p>○物流以外の業務を行う執行体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流以外の業務の整理 ・債務・人員の整理 <p>○現行法制度で可能な統合手法の検討</p>		<p>《これまでの進捗状況（25年7月末までの到達点）》</p> <p>○法制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省港湾局・近畿地方整備局と協議（24年8・9・10・11月、25年1・3・4・5・6・7月） <p>○「新港務局」制度の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新港務局設立に必要な財産整理・評価に関する検討 ・事業整理に関する検討 ・新港務局設立に必要な予算の整理 ・府市に作業チームを設置 <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度中の法制度改正は厳しい状況→引き続き、協議を行う →現行法制度で可能な統合手法の検討を行う
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度以降	
<p>○法制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正協議（関係省庁）→所要の法制度改正（※） ・国家要望（6月） <p>○「新港務局」制度の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務・人員の整理 ・新組織設立に向けた準備等（事務局組織、システム検討、委員の選任、財産の確定、会計など） ・国交省、総務省ほか関係省庁及び沿岸市町等との調整 <p>○物流以外の業務を行う執行体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流以外の業務の整理 ・債務・人員の整理 <p>○現行法制度で可能な統合手法の検討</p>	<p>○「新港務局」の設立手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款・条例改廃・補正予算等の議決 ・沿岸市町の意見 ・国土交通大臣の同意 <p>○物流以外の業務を行う執行体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行先との協議・調整 <p>[26年度第4四半期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新港務局設立[府市統合]及び業務開始 ・物流以外の業務を行う部局により引き続き業務実施 	<p>○港湾区域統合 [大阪港・堺泉北港・阪南港]</p> <p>○大阪湾港務局設立 [4港湾管理者一元化]</p>	<p>※25年度中の法制度改正は、最速のスケジュールであり、このためには、国の理解と積極的かつ迅速な対応が不可欠</p>

A 項目：大学

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
<p>○公立大学のあり方について将来ビジョンを策定</p> <p>○市大改革の推進、府大改革の着実な実施</p> <p>○法人統合に向けた組織改革の推進（地独法改正を踏まえた法人統合をめざす）</p>	<p>○新大学のあり方検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 府市において、外部有識者で構成する新大学構想会議からの提言（25 年 1 月）に基づく新大学ビジョン（案）を策定し、パブリックコメント（25 年 5 月 31 日～7 月 1 日）を実施 新大学ビジョン（案）を踏まえ、新大学の学部・学域の名称や特色、ポリシーなど、より具体的な「新大学（案）」を府・市・両大学法人で検討、作成 新大学構想会議から社会人向け大学院・教育系大学院に関するより詳細な意見、また新大学のガバナンスに関する意見をいただき、新大学の検討に反映 <p>○法人統合に向けた組織改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長、学長分離に向けた定款変更 新大学実現に向けた現中期目標変更 法人事務組織の共同推進体制に係る事前準備 	<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>○新大学ビジョン（案）を府戦略本部会議、市戦略会議で議論、（一部修正のうえ）決定（25 年 4 月）</p> <p>○第 3 次一括法（地方独立行政法人の法人統合を可能とする法改正）が成立（25 年 6 月公布）</p> <p>○第 3 回新大学構想会議を開催（25 年 6 月） 新大学（案）策定に係る検討状況について両大学から報告 また、今後、新大学構想会議から、社会人向け大学院・教育系大学院に関するより詳細な意見、新大学のガバナンスに関する意見をもらう予定</p>	
		<p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p>	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	※28 年度 新大学スタート
<p>○新大学のあり方検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 新大学ビジョン（案）の策定（4 月） 「新大学（案）」の検討、作成（～8 月） <p>○法人統合に向けた組織改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長、学長分離に向けた定款変更（9 月～） 新大学実現に向けた現中期目標変更（9 月～） 法人事務組織の共同推進体制に係る事前準備（～26 年 3 月） 	<p>○新大学のあり方検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 新大学設置に向けた国（文部科学省）との事前協議 国（文部科学省）への新大学設置認可申請（27 年 3 月） 新大学における学部編成等の受験生への周知 <p>○法人統合に向けた組織改革（組織の実質統合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長、学長を分離し、理事長を一本化（4 月） 法人事務組織の統合（集約化）（4 月～） 法人統合に向けた新法人定款・中期目標策定等（9 月～） 	<p>○新大学のあり方検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 新大学に係る学生募集 <p>○法人統合に向けた組織改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 両法人を統合（4 月） 	

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
○大阪市内の府営住宅を大阪市に移管	<p>〔府市協議〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産移管にかかる府・市の庁内協議※を経て、移管スキーム（移管条件等）を確定 ・移管後の住宅の管理方針や、ストックを活用したまちづくり計画について、府市まちづくり協議を実施 ・移管に係る府市の役割分担、手順、手続などを定めた移管要綱の検討及び案の作成 <p>〔各種調査、データ整理、システム再構築〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府営住宅の移管後の事業収支シミュレーションを作成 ・移管対象財産の現況調査【継続】 ・府営住宅情報（財産・入居者）の整理・市への移行 ・市営住宅管理システムの再構築（設計・開発） <p>〔入居者対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府営住宅の移管について入居者への説明を実施 <p>※ 財政部局等の関係部局との調整など</p>	<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>〔府市協議〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管スキーム（移管条件等）について公営住宅タスクフォースにおいて基本的に合意（起債償還など詳細は府市間で協議を継続） ・府市の制度相違への対応検討は、市の方式を適用する方向 <p>〔各種調査、データ整理、システム再構築〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管にあたって必要な府営住宅の各種資料を整理・作成し、府市の担当部署間で内容の確認や協議を実施 ・市営住宅事業財務諸表を概成 ・事業収支シミュレーションの作成に着手 ・市営住宅管理システムの再構築に係る基本計画の策定 <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p>	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>〔府市協議〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産移管にかかる府・市の庁内協議【～秋】 ・起債償還等にかかる府市協議を実施し、移管スキーム（移管条件等）を確定【秋】 ・まちづくり協議（管理方針、まちづくり計画）及び移管要綱の検討、案の作成【～26 年 3 月】 <p>〔各種調査、データ整理、システム再構築〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業収支シミュレーションを作成【～秋】 ・移管対象財産の現況調査【継続】 ・府営住宅情報（財産・入居者）の整理・市への移行【～26 年度】 ・市営住宅管理システムの再構築（設計・開発）【～26 年度】 <p>〔入居者対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者への説明【～26 年度】 	<p>〔府市協議〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者契約の継続にかかる府・市・指定管理者の三者協議【夏】 ・移管要綱の策定【夏】 <p>〔各種調査、データ整理、システム再構築〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府営住宅情報（財産・入居者）の整理・市への移行【継続】 ・市営住宅管理システムの再構築（設計・開発・データ移行）【継続】 <p>〔各種手続き〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産移管にかかる議会の議決【秋】 ・事業主体変更承認手続き（国との協議）【27 年 1～2 月】 ・移転登記【27 年 3 月～】 <p>〔入居者対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者への説明【継続】 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の府営住宅の移管 	

A 項目：文化施設

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
<p>○府市の文化施設 9 施設（美術館、博物館、科学館）及び動物園の府市による一体運営の可能性と最適な経営形態を指定管理と地方独立行政法人を軸に検討</p> <p>⇒○府市の文化施設 9 施設の経営形態については地方独立行政法人をめざす</p>	<p>◆経営形態については、府市の文化施設 9 施設を一体運営する地方独立行政法人をめざす</p> <p>○地方独立行政法人化を実現可能とする地方独立行政法人法施行令の改正について国への要望</p> <p>○地方独立行政法人化に向けた新法人のあるべき姿の検討（地方独立行政法人化の目的と効果、経営目標・理念、具体的取組み等）</p> <p>○地方独立行政法人設立に向けた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標等の策定（中期目標案、中期計画案、業務方法書案の作成） ・ 制度設計（評価委員会の設置準備） ・ 条例等（法人定款案、評価委員会条例・共同設置規約案作成など） ・ 移行・継承準備（土地・建物の測量・登記、出資方法検討など） <p>※動物園は、当面、利用者目線での課題改善と並行して「天王寺動物園のあり方」の検討を進める。あり方の検討結果を踏まえて、経営形態を改めて検討</p>		<p>◀これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）▶</p> <p>◀分析・評価▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府市施設の事業分析及び他都市の状況や地方独立行政法人と指定管理者制度（公益財団法人）とのメリット、デメリットを整理し、経営形態を地方独立行政法人とすることを確定 ・ 博物館業務と発掘調査業務との関係を整理 <p>◀視察・調査▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他都市（東京都・横浜市）の博物館・動物園の運営実態の現地調査 <p>◀取組みにあたっての課題および解決策▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方独立行政法人化を実現可能とする政令改正 ・ 地方独立行政法人へ移行する施設、財産・不動産の範囲確定 ・ 地方独立行政法人への移行業務の内容・スケジュールの詳細な把握 ・ 指定管理契約を中途解約する場合、解約手続き等が必要
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	<p>※指定管理期間の終期 府）平成 27 年度末 市）平成 25 年度末</p>
<p>1. 地方独立行政法人法施行令の改正（国への要望）</p> <p>2. 地方独立行政法人化に向けた新法人のあるべき姿の検討 ◀6月～▶</p> <p>3. 地方独立行政法人設立準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款案の策定<9月～12月> ・ 評価委員会条例・共同設置規約案の策定<9月～2月> ・ 中期目標等の作成<9月～> ・ 譲渡財産・不動産の検討・調査<5月～> ・ 展示方針、施設間連携等事業内容の検討<9月～> ・ 事業規模に応じた運営費交付金の検討<9月～> ・ 組織体制の検討<6月～> ・ 各種システムの検討・設計<9月～> <p>4. 既存の法人及び契約の整理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存公益財団法人の整理準備<6月～> ・ 指定管理契約の整理等 	<p>1. 地方独立行政法人設立準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標の審議、策定 ・ 出資財産の鑑定評価 ・ 出資財産、債権等の整理、決定 ・ 職員引継、廃止条例等の提出 ・ 中期計画及び業務方法書の決定 ・ 新法人設立認可申請 ・ 展示方針、施設間連携等事業内容の策定 ・ 事業規模に応じた運営費交付金額の決定 ・ 事業に応じた新組織体制の検討、決定 ・ 各種システムの構築 <p>2. 既存の法人及び契約の整理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法人解散手続き【3月】 ・ 指定管理契約の整理等 	<p>4月新法人設立</p>	

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等
<p>○府市4市場は、それぞれが経営効率化を進める</p> <p>○府市場は指定管理者制度（24 年 4 月導入）の効果検証</p> <p>○市市場（本場、東部）は指定管理者制度に移行</p> <p>○市市場（南港）は引き続き検討</p> <p>○府市4市場での連携による事業効果の追求と事務の効率化</p>	<p>○府市場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の効率化及び指定管理者導入にかかる効果検証 <p>○市市場（本場・東部）指定管理者制度関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書及び募集要項の検討・作成 市場調査（民間事業者の参入動向把握） →業務の精査・検討 ・大阪市中央卸売市場業務条例の改正 <p>○南港市場関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>民間事業者へのヒアリングを行うとともに、民間活力を活かした投資計画、収支改善策等を取りまとめ、南港市場の活性化に向けた基本的方向性を決定する。</u> <p>○府・市市場連携関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場内事業者と開設者による本場・東部市場の経営展望（25 年度行動計画策定）も踏まえ、今後の府市市場の連携方策を検討 	<p>＜これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）＞</p> <p>○府市場活性化に向けたイベント開催や産地との連携、量販店対応の推進などの実施。外部委員による指定管理者評価委員会を設置、業務の実施状況等に関する評価項目を決定（24 年 12 月）、評価を実施（25 年 2 月）。府中央卸売市場活性化協議会を開催し、経営展望の進捗状況の評価を実施（25 年 7 月）</p> <p>○市市場（本場・東部）における指定管理者制度導入について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場内事業者へ方針説明 ・民間事業者に向けた施設見学会の実施（25 年 7 月） <p>○南港市場の将来コンセプト（基本的方向性）について検討を行い、南港市場運営協議会（審議会）の場で議論（25 年 3 月）、投資計画、運営手法等の検討にかかる支援業務委託（25 年 7 月～）</p> <p>○府・市市場連携による情報発信の充実（統計情報などホームページの相互リンク）</p> <p>＜取組みにあたっての課題および解決策＞</p> <p>○市市場（本場・東部）における指定管理者制度導入については、適切な管理能力を有する管理者の選定及び、市場内事業者の理解と協力が不可欠</p>

今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>○府市場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の効率化及び指定管理者導入にかかる効果検証 <p>○市市場（本場・東部）指定管理者制度関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書及び募集要項の検討・作成 ・大阪市中央卸売市場業務条例の改正（3 月） <p>○南港市場関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化に向けた基本的方向性の決定 民間事業者へのヒアリング（8 月～） <p>○府・市市場連携関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場内事業者と開設者による本場・東部市場の経営展望（25 年度行動計画策定）も踏まえ、今後の府市市場の連携方策を検討 	<p>○府市場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の効率化及び指定管理者導入にかかる効果検証 <p>○市市場（本場・東部）指定管理者制度関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本場・東部市場の指定管理者を公募（5～7 月） ・指定管理予定者の選定→市会議決→指定管理者の指定（8～11 月） <p>○南港市場関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的方向性に基づく対応 <p>○府・市市場連携関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営展望も踏まえ、府市市場の連携方策を可能なものから実施 	<p>○府市場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の効率化及び指定管理者導入にかかる効果検証 <p>○市市場（本場・東部）指定管理者制度関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本場・東部市場において、指定管理者制度導入（4 月） <p>○南港市場関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的方向性に基づく対応 	

A 項目：下水道

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等	
<p>○市下水道事業の経営形態については、上下分離・コンセッション型による運営管理を含めた経営形態の検討</p> <p>○府市下水道事業の行政組織のあり方を継続して検討</p>	<p>【市下水道事業の経営形態について】</p> <p>○経営形態見直しに係る実行計画策定及び新組織設立準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討調査業務の継続実施、<u>新組織の設立支援業務の実施、市内部検討プロジェクトチームでの検討、同 PT に外部有識者を招聘</u> ・<u>（一財）都市技術センターにおいて民間役員を招聘し、経営マネジメントチームを設立</u> <p>《検討項目》新組織の制度設計等</p> <p>○（一財）都市技術センターを暫定活用した上下分離の実施及び府市統合に向けた市組織のスリム化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部方面管理事務所の所管施設の管理運営について包括委託実施 ・（一財）都市技術センターへ職員派遣 ・包括受託へ向けた準備作業（現委託の評価、仕様見直し等） <p>【府市下水道事業に関する行政組織について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな大都市制度移行時の実施主体、行政組織の確定に向けた協議 		<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>【市下水道事業の経営形態について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内部検討プロジェクトチーム設置 ・検討調査業務を実施中（24 年 9 月委託契約） ・行政組織統合、広域化などを視野に府市下水道 TF による検討の継続 ・大阪府・市特別参与の意見参酌を経て「大阪市下水道事業経営改革～基本方針と実施計画（案）～」を取りまとめ（24 年 12 月公表） ・<u>西部方面管理事務所の所管施設の管理運営について包括委託実施（25 年 4 月～）</u> ・（一財）都市技術センターへ職員派遣（25 年 4 月～） <p>【府市下水道事業に関する行政組織について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府市下水道 TF で、想定パターン、利点などの整理、実務者レベルでの統合に関する検討の継続 <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p>	
今後の取組み（工程）				備考
25 年度	26 年度	27 年度		
<p>【市下水道事業の経営形態について】</p> <p>○経営形態見直しに係る実行計画策定及び新組織設立準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討調査業務の継続実施（～9月） ・（一財）都市技術センターにおいて民間役員を招聘し経営マネジメントチームを設立（8 月） ・新組織の設立支援業務の実施（10 月～） ・市内部検討プロジェクトチームでの検討、同 PT に外部有識者を招聘（10 月～） <p>○（一財）都市技術センターを暫定活用した上下分離の実施及び府市統合に向けた市組織のスリム化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部方面管理事務所の所管施設の管理運営について包括委託実施（4 月～） ・（一財）都市技術センターへ職員派遣（4 月～） ・26 年度包括委託へ向けた準備作業（4 月～） <p>【府市下水道事業に関する行政組織について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな大都市制度移行時の実施主体、行政組織の確定に向けた協議 	<p>【市下水道事業の経営形態について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新組織への業務移管準備 ・新組織設立 ・包括委託の対象を市域全域に拡大 ・（一財）都市技術センターへ職員派遣 <p>【府市下水道事業に関する行政組織について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな大都市制度移行時の実施主体の確定と移行準備 	<p>【市下水道事業の経営形態について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間参画も含めた新組織への移行 <p>【府市下水道事業に関する行政組織について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな大都市制度移行時の実施主体への移行 		

類似・重複している行政サービス（B項目）

基本的方向性 工程表

下線部は、平成25年2月版からの主な変更・追加箇所

B 項目：府：大阪府中小企業信用保証協会、市：大阪市信用保証協会

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等		
<p>○ 府市信用保証協会の統合については、府保証協会に吸収合併</p> <p>○ 統合後の経営ガバナンスは府保証協会主導で行う</p> <p>○ 合併時期については、25 年度中を目途とする</p>	<p>1. 合併協議会による検討 大阪府中小企業信用保証協会・大阪市信用保証協会合併協議会（24 年 7 月設置）（以下「合併協議会」という。）において、合併に向けた検討を進める 【委員】府、市、府保証協会、市保証協会、外部有識者等</p> <p>2. 部会による実務整理 ○合併協議会に府・市及び府・市両保証協会の実務者等で構成する部会（※）を設置し、合併に向けた課題項目の検討・整理等を具体的に進めるとともに、その進捗管理を行う 《主な課題》 ◇資産査定、◇システム統合、◇業務・組織体制のあり方、◇府市の財政負担のあり方 等 ※第一部会：資産査定、業務のあり方等 第二部会：組織体制、労働条件等</p> <p>3. 府市協会WGによる詳細検討 ○両協会の実務者により、第一・第二部会での整理に基づいて、実務の詳細の検討を進める</p> <p>4. 府市の財政負担について ○資産査定等を参考に、府市で財政負担を協議する</p> <p>5. 関係機関との調整 ○24 年度に引き続き、随時、許認可庁（金融庁、中小企業庁）と調整を進め、国へ提出する合併申請の原案については秋頃を目途に作成し、申請に向けた事前協議を開始する予定 ○信用保証協会法等の規定に基づく必要な手続きを経て、年度内を目途に国の合併認可を得て合併完了 ・合併計画（事業計画、収支計画）等の作成と国への申請</p>	<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>◆24 年 7 月 1 日 第 1 回合併協議会を開催 協議事項：基本的事項の確認と今後の進め方について（合併協議会設置要綱、府市統合本部決定事項の確認、部会の設置等）</p> <p>◇24 年 7 月 3 1 日～ 第一部会を開催（25 年 4 月まで計 6 回開催） 協議事項：今後の進め方について（資産査定、システム統合等）、合併に向けた両協会のデータ開示、資産査定の方針、業務のあり方の課題検討について、両協会による WG の設置、資産査定業務委託等</p> <p>◆24 年 11 月 第 2 回合併協議会を開催 協議事項：第一部会における検討状況報告（両協会による資産分析、第三者機関による資産査定の実施、業務のあり方に関する主な課題）</p> <p>□25 年 1 月 府・市（知事・市長出席）、府・市保証協会による協議を実施 協議事項：これまでの検討状況を報告し、ガバナンスを府協会とする吸収合併方式を確認するとともに、組織体制・安定的な財務基盤のあり方について協議</p> <p>◇25 年 2 月 第 1 回第二部会を開催 協議事項：今後の進め方について（両協会による WG の設置等）</p> <p>※ 以降、両協会 WG による作業を継続実施</p> <p>◆25 年 7 月 第 3 回合併協議会を開催 協議事項：前回協議会以降の経過報告、第三者機関による資産査定の実施について、府・市保証協会による協議状況について、今後のスケジュールについて</p> <p>※ 現在、両協会合同 PT（旧 WG）による作業を継続実施</p>		
《取組みにあたっての課題および解決策》				
今後の取組み（工程）				備考
25 年度	26 年度	27 年度		
<p>1. 合併協議会による検討 ○24 年度に引き続き、合併協議会にて検討を進める 《主な課題》 ◇資産査定、◇システム統合、◇業務・組織体制のあり方、 ◇府市の財政負担のあり方 等</p> <p>2. 関係機関との調整 国へ提出する合併申請の原案については秋頃を目途に作成し、申請に向けた事前協議を開始する予定</p> <p>3. 合併認可</p>	<p>◆ 新・府保証協会による事業実施</p>			

B 項目：府：(公財)大阪府国際交流財団 (OFIX)、市：(公財)大阪国際交流センター (i-house)

基本的方向性(要旨)	25年度の取組み(詳細)		進捗状況等
<p>○国際交流財団は存続期間10年間(34年度まで)とし、その後、広域で必要なものは直営で実施</p> <p>○大阪国際交流センターは、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討するとともに、26年度に施設運営の民営化を実施し自律的運営をめざす</p> <p>○財団存続期間中は、重複事業について役割を明確化し連携して実施</p>	<p>○OFIXでは、大阪府国際化アクションプログラム(第1期)に基づき府と連携して広域事業を推進する。また、広域機能を発揮するための専門人材の育成とともに、存続期間と定めた10年間で府内市町村が基礎自治体としての機能を発揮できることを目指し、取組の遅れている市町村の支援を引き続き進める</p> <p>○i-houseでは、外国人市民にとって暮らしやすい地域づくりをめざし、各区等と意見交換を進めながら身近な外国人市民の支援事業等の強化を図るとともに、財団の自律的運営をめざし自主財源確保に向けた新たな事業に取り組む</p> <p>○i-houseの26年度からの施設運営事業者を大阪市でプロポーザル方式により公募(9月)し、選定(12月予定)</p> <p>○25年度は、両財団における役割分担を明確化し、互いの強みを活かした連携強化を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 両財団の役割分担のもと事業連携 <ul style="list-style-type: none"> 災害時の外国人支援については、OFIXにおいて関係機関との調整や連携体制の整備を進めるとともに、i-houseにおいて大阪市内の外国人住民への防災訓練参加に向けた取組を進めるなど、両財団で連携して事業に取り組む お互いの強みを活かした連携強化 <ul style="list-style-type: none"> お互いの強みである多言語支援や相談ノウハウを活かし、希少言語についてはOFIXを、住民に身近な行政相談はi-houseを活用するなど外国人相談分野での連携を強化する 		<p>《これまでの進捗状況(25年7月末までの到達点)》</p> <p>○重複事業の役割分担の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の外国人支援についての役割分担・連携体制の整備 留学生就職支援事業に関してOFIX事業に一本化 外国人相談における希少言語について、広域事業として25年度よりOFIXで実施 <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p> <ul style="list-style-type: none"> i-houseの実施してきた外国人支援を基礎自治体業務として効果的に実施するため、大阪市内の各区との連携が必要 ⇒引き続き各区との連携を強化
今後の取組み(工程)			
25年度	26年度	27年度	備考
<p>＜両法人＞ 連携方法の検討・実施</p> <p>＜大阪府国際交流財団＞ 「大阪府国際化戦略アクションプログラム(第1期)」に基づく府と連携した広域事業の強化・実施</p> <p>広域事業基盤としての府内市町村の国際化支援(人材育成・出張相談・防災訓練支援等)、専門人材の育成</p> <p>＜大阪国際交流センター＞ 各区等と意見交換を進め、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討 施設運営事業者の公募(9月)、選定(12月予定)</p>	<p>＜両法人＞ 事業連携の実施</p> <p>＜大阪府国際交流財団＞ 「大阪府国際化戦略アクションプログラム(第1期)」に基づく府と連携した広域事業の強化・実施</p> <p>広域事業基盤としての府内市町村の国際化支援(人材育成・出張相談・防災訓練支援等)、専門人材の育成</p> <p>＜大阪国際交流センター＞ 基礎自治体の特性に基づいた事業の実施 施設運営の民営化</p>	<p>＜両法人＞ 事業連携の実施</p> <p>＜大阪府国際交流財団＞ アクションプログラム第2期としての広域事業展開 広域事業基盤整備</p> <p>＜大阪国際交流センター＞ 基礎自治体の特性に基づいた事業の実施</p>	

B 項目：府：(公財)大阪府保健医療財団、市：(一財)大阪市環境保健協会

基本的方向性(要旨)	25年度の取組み(詳細)	進捗状況等	
<p>○府保健医療財団は、公益財団法人として経営の安定化・自立化をめざす</p> <p>○市環境保健協会は、一般財団法人へ移行し、自立化を図る</p> <p>○当面は、検診精度を高めるために、両団体の協力関係を確立するなど効果的な推進方を協議</p>	<p>○府市の関係者で、両財団の検診精度を高めるための事業連携について検討会等を実施</p> <p><関係者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府保健医療財団、大阪市環境保健協会 ・大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課 ・大阪市健康局健康推進部健康施策課 <p><確認・検討項目></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両財団における検診事業等の実態把握<継続> <ul style="list-style-type: none"> >府側：府内がん検診の精度管理、検診不足地域への支援(車検診) >市側：市民へのがん検診、住民定期健診 2. 府保健医療財団の公益財団法人への移行及び市環境保健協会の一般財団法人への移行に伴う事業内容の確認 3. 両財団の事業連携について、具体的な項目をあげ、その効果、内容について検討 	<p><<これまでの進捗状況(25年7月末までの到達点)>></p> <p>○24年4月～ 両財団の現状確認と課題を抽出。</p> <ul style="list-style-type: none"> >がん検診や特定健診をともに実施。対象地域やその目的が異なっている <p>○24年6月～ 府市連携の基本的方向性について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> >両財団とも自立化を図る中で、類似事業については連携の可能性を検討 <p>○24年9月～ 府市の関係者で検討会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> >両財団の検診精度を高めるための方策について協議 >検診精度を高めるための両財団の連携を確認 <p>○25年6月～ 形態の見直しを行った両財団の現状確認</p> <ul style="list-style-type: none"> >公益財団法人、一般財団法人とそれぞれ経営の自立化を図る中、連携の可能性を再検討する <p><<取組みにあたっての課題および解決策>></p>	
今後の取組み(工程)			備考
25年度	26年度	27年度	
<p><事業連携></p> <p>○検討会等において具体的内容を協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業連携の実施フレーム(流れ) ・連携に伴う費用負担 <p><形態の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・府保健医療財団の公益財団法人への移行(4月) ・市環境保健協会の一般財団法人への移行(自立化)(6月) 	<p>○事業連携を試行・検証</p>	<p>○事業連携を実施</p>	

B 項目：府：大阪府道路公社、市：大阪市道路公社

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）			進捗状況等
<p>○府道路公社は、ハイウェイオーソリティ構想の実現に向け阪神高速道路(株)等との統合をめざす</p> <p>○市道路公社は、早期解散も視野に入れ、市公社のあり方について検討を進める</p>	<p>●大阪府道路公社</p> <p>○国と地方の検討会（国、地方自治体、高速道路会社等で構成）で、阪神都市圏高速道路全体の料金体系一元化を検討</p> <p>○あわせて、統合に向けて、高速会社の協力を得て、スキームや設備仕様統一等の課題について検討</p> <p>○また、当面の取り組みとして、南阪奈における交通管理管制業務、第二阪奈における設備保守管理業務等を接続する高速会社に一体化できるよう協議</p> <p>●大阪市道路公社</p> <p>○市公社のあり方について、大阪市道路公社経営監視会議（有識者会議）において意見を聴取し、早期解散も視野に入れて検討を行う</p> <p>○早期解散を想定した場合の残債務の処理方法として、21 年度の包括外部監査で意見のあった、「第三セクター等改革推進債」（以下「三セク債」という）の活用を検討する</p>			<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>●大阪府道路公社</p> <p>○南阪奈では、ネクスコ西日本に対し、維持管理業務、料金収受業務等を委託。交通管理管制についても協議中</p> <p>○第二阪奈では、阪神高速に対し道路維持業務を委託。また、設備保守管理業務等の一体化について協議中</p> <p>○統合について、スキームや統合先等について検討中</p> <p>●大阪市道路公社</p> <p>○大阪市道路公社経営監視会議を開催(25 年 8 月) し、次の意見を聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路公社の経営状況をみると、いまだ非常に厳しい状況にあり、将来の経営の継続性についても不確定 ・このタイミングで、団体のあり方の検証まで踏み込んで、検討を進めていくべき ・市民負担の最小化を図ることを念頭に置きつつ、「三セク債を活用して残債務を早期に一括処理する場合」について、速やかに検証を実施するとともに、団体のあり方について、一定の結論が出るよう、今後の作業を進めること <p>○三セク債を活用した場合の課題について、整理・検討中</p> <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p>
今後の取組み（工程）				備考
25 年度	26 年度	27 年度	<p>●25 年 6 月 国交省 国土幹線道路部会 中間答申（抜粋）</p> <p>＜大都市圏料金体系のあり方＞</p> <p>○目指すべき方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理主体を超えたシームレスな料金体系 等 <p>⇒料金体系一元化時期の検討や高速会社との協議等をふまえ、具体的な統合時期を検討（府）</p>	
<p>●大阪府道路公社</p> <p>○高速会社との維持管理業務等一体化の拡大</p> <p>○統合に向けた検討、高速会社との協議</p> <p>●大阪市道路公社《早期解散を想定した場合（案）》</p> <p>○三セク債を活用した場合、25 年度末解散（予定）</p> <p>※地方財政法により、三セク債は 25 年度までの時限措置</p>	<p>●大阪府道路公社</p> <p>○高速会社との維持管理業務等一体化の拡大</p> <p>○料金体系一元化の具体的内容の検討とあわせ、統合の検討や協議を深度化</p> <p>●大阪市道路公社《早期解散を想定した場合（案）》</p> <p>○公社有料道路事業施設の市への引継ぎ</p> <p>○三セク債の償還（以降、償還期限まで）</p>	<p>●大阪府道路公社</p> <p>○引き続き、統合に向けた取組みの実施</p>		

B 項目：府：大阪府住宅供給公社、市：大阪市住宅供給公社

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
<p>○新たな大都市制度移行時に市公社が存続できない場合には、市公社を解散することを基本とし、その場合の課題について検討。25 年度中に方向性をまとめる</p>	<p>○ 両公社において経営改善の取組みを進める</p> <p>○ 両公社が連携し、府市民サービスの向上につながる連携策を引き続き実施</p> <p>○ 市公社について、<u>新たな大都市制度移行の時期にとらわれることなく、民営化に向けての検討を進める。デューデリジェンスを実施する</u></p>		<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>○府公社は 24 年 3 月に策定した経営計画（24 年度～33 年度）に基づき、市公社は 23 年 11 月に策定した第 3 次経営改善プログラム（24 年度～28 年度）に基づき、それぞれ経営改善の取組みを進めている</p> <p>○府市及び府市公社の 4 者で、連携策を検討し、ホームページにおける府市公社の相互リンク、府市公社募集パンフの相互配布を 24 年 11 月から実施している</p> <p>○市公社の今後のあり方について検討し、課題（新たな経営主体へ移行の際の市債権の保全、新たな財政支出の可能性等）の整理を行った（25 年 3 月）</p> <p>○市公社において、<u>デューデリジェンス実施（25 年 7 月～12 月）</u></p> <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p>
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>○ 両公社において経営改善の取組みを進める</p> <p>○ 両公社が連携し、府市民サービスの向上につながる連携策を引き続き実施</p> <p>○ <u>市公社について、民営化に向けての検討を進める。デューデリジェンスを実施する</u></p>	<p>○ 両公社において経営改善の取組みを進める</p> <p>○ 両公社が連携し、府市民サービスの向上につながる連携策を引き続き実施</p> <p>○ 市公社について、25 年度の検討結果に基づき、対応</p>	<p>○ 市公社について、25 年度の検討結果に基づき、対応</p>	

B 項目：府：堺泉北埠頭(株)、市：大阪港埠頭(株)

基本的方向性（要 旨）		25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等		
<p>○府市港湾事業の統合（A 項目）及び大阪港埠頭(株)と神戸港埠頭(株)の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭(株)と（仮称）阪神港埠頭(株)の経営統合をめざす</p> <p>○府においては、堺泉北埠頭(株)に対し、直営部分を在来埠頭を含め可能なところから管理運営を委ね、港湾運営会社指定に向け、運営ノウハウの蓄積を図る</p>		<p>●堺泉北埠頭(株)</p> <p>○港湾運営会社指定に向けた運営ノウハウ蓄積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾運営の委任方法・府営上屋売却（府港湾局→堺泉北埠頭(株)）に係る検討・関係者調整 <p>●大阪港埠頭(株)</p> <p>○特例港湾運営会社としてコンテナ・フェリー埠頭の一元的運営</p>		<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>●堺泉北埠頭(株)</p> <p>○港湾運営会社指定に向けた運営ノウハウ蓄積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾運営の委任方法・府営上屋売却（府港湾局→堺泉北埠頭(株)）に係る検討・関係者調整中 <p>●大阪港埠頭(株)</p> <p>○特例港湾運営会社の指定（24 年 10 月）</p> <p>○特例港湾運営会社として公共コンテナ埠頭の運営開始（24 年 12 月、25 年 4 月）</p> <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p>		
今後の取組み（工程）					備考	
25 年度		26 年度		27 年度以降		
<p>●堺泉北埠頭(株)</p> <p>○港湾運営会社指定に向けた運営ノウハウ蓄積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾運営の委任方法・府営上屋売却（府港湾局→堺泉北埠頭(株)）に係る検討・関係者調整 <p>●大阪港埠頭(株)</p> <p>○特例港湾運営会社としてコンテナ・フェリー埠頭の一元的運営</p>		<p>●堺泉北埠頭(株)</p> <p>○港湾運営会社指定に向けた運営ノウハウ蓄積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾運営の委任に係る諸手続きの実施 <p>●大阪港埠頭(株)</p> <p>○特例港湾運営会社としてコンテナ・フェリー埠頭の一元的運営</p>		<p>●堺泉北埠頭(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ・フェリー埠頭等の管理運営の実施及び上屋の一体経営 ・港湾運営会社の指定申請 ⇒ 港湾運営会社の指定 <p>●大阪港埠頭(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸港埠頭(株)と経営統合 →（仮称）阪神港埠頭(株) <p>●共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）阪神港埠頭(株)と堺泉北埠頭(株)との経営統合（★） 		<p>【★経営統合に向けた課題】</p> <p>堺泉北埠頭(株)の港湾運営会社指定が条件。そのための運営ノウハウの蓄積（効率的な埠頭運営体制、利用者サービスの向上等）</p>

B 項目：府：文化財センター、市：市博物館協会（発掘業務のあり方）

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
<p>○両組織の比較を踏まえ、発掘調査業務を一元化する</p> <p>○一元化の手法については、今後、A 項目「文化施設」の博物館業務のあり方の検討を踏まえ整理</p> <p>○博物館業務と同一法人、又は博物館業務と別法人の 2 案を軸に整理を図る</p> <p>⇒A 項目「文化施設」のあり方検討の中で、両組織を一元化せず、次のとおり整理</p> <p>○市が博物館協会に委託している発掘調査業務については、自治体監理への移行を前提に民間活力の導入を図るなど整理再編を行う</p> <p>○府文化財センターは、引き続き広域自治体の発掘調査業務を担う他、市町村支援も行う</p>	<p>○大阪府</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査業務における自治体と公益法人の役割分担の整理 <p>○大阪市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査業務の民間活力の導入と業務の整理再編に向けた課題整理の検討。具体的には、民間活力導入基準、行政が行う監理業務の内容・実施方法、直営発掘調査実施に向けての課題整理、それらを行うための適正な業務体制のあり方等を検討する 		<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>○文化施設（A 項目）の博物館を始めとする経営形態の検討の中で、府市の発掘調査業務については、博物館業務との事業形態の違いや文化財発掘事業を取り巻く環境等を踏まえ、次の方向で整理</p> <p>【大阪府文化財センターの発掘調査事業】 広域自治体の発掘調査事業を引き続き担う他、市町村からの要請に応じ、積極的に支援を行う</p> <p>【大阪市博物館協会の発掘調査事業】 市の発掘調査組織である市博物館協会「大阪文化財研究所」の業務については、自治体監理へ移行することを前提に、民間活力の導入を図りながら、整理再編する</p> <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p>
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>【大阪府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな大都市制度移行後における、文化財発掘調査業務の広域自治体と基礎自治体の役割分担、自治体と公益法人の役割分担を整理 <p>【大阪市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間活力を導入するにあたり、導入基準、自治体が行う監理業務等について、他都市での先行事例等を踏まえ、検討を行う。またそれらの業務を行うにあたっての適正な職員数や組織体制のあり方等を検討する ・自治体監理による民間活力の導入を前提に、大阪文化財研究所の発掘調査業務の整理・再編について、スケジュール等を検討 	<p>【大阪府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内の事業量調査に基づき、自治体と公益法人の事業配分の実施。 ・25 年度の検討結果に基づき、大都市制度移行後の公益法人が担う発掘調査の事業調整 <p>【大阪市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25 年度の検討結果を踏まえて、民間活力導入基準の作成、自治体監理業務の手法等、実施にあたって必要な条件整備を行う ・大阪文化財研究所業務を年度末に整理・再編する ・大都市制度移行後の基礎自治体（特別区）が担う埋蔵文化財行政のあり方と体制の検討 	<p>【大阪府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域自治体が担う発掘調査業務のうち、公益法人が実施する発掘調査は、府の監理監督により実施 <p>【大阪市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎自治体（特別区）監理による、発掘調査の実施 	

B 項目：府：大阪府立産業技術総合研究所、市：大阪市立工業研究所

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等
<p>○法人統合により、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」をめざす</p> <p>○法人統合に先行して、経営戦略の一体化と業務プロセスの共通化等を行う</p>	<p>○経営戦略の一体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同経営戦略会議による一体的な業務推進 ・スーパー公設試としての「あるべき姿」の実現に向けた取組みの検討 <p>○業務プロセスの共通化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務プロセス共通化検討 WG」において次の項目について検討 <ol style="list-style-type: none"> ①機器購入・評価判定 ②研究テーマ選定 ③広報・顧客拡大など ・「連携事業検討 WG」において、次の項目について検討 <ol style="list-style-type: none"> ①共通技術相談窓口の設置 ②得意分野を融合した高度な研究開発の推進 ③支援サービスの料金・手続きの統一 ④各種システムの統一など <p>○法人統合に向けた手続き等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合方針を盛り込んだ、産技研中期目標・計画、市工研中期目標・計画（ともに～27年度）の運用開始 ・統合に向けた諸課題の検討（職員の処遇、運営費交付金の確保） 	<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営戦略の一体化を図るため合同経営戦略会議を設置し、統合後のスーパー公設試としての「あるべき姿」（連携を活かした一気通貫の支援機能の整備等）を策定（24 年 11 月、25 年 3 月） ○法人統合に先行して両研究所の連携事業等を積極的に実施（合同研究発表会（24 年 11 月、25 年 2 月）セミナーの共同開催（25 年 2 月）、企業ヒアリング等（24 年 9 月、24 年 11 月、25 年 2 月）） ○合同経営戦略会議の下にワーキンググループ（WG）を設置し、機器整備及び研究テーマ選定の情報共有を実施 ○統合方針を盛り込んだ産技研変更中期目標と市工研第二期中期目標について議決を得て策定（市工研：24 年 11 月、産技研：25 年 3 月） ○第3次一括法（地方独立行政法人の法人統合を可能とする法改正）が成立（25 年 6 月公布）・統合法人の非課税措置が継続できるよう、地方税法等の改正について国へ要望（25 年 6 月） ○25 年 6 月 合同経営戦略会議企画調整部会（実務者会議）を開催 協議事項：WG の進捗、統合スケジュール等について ○業務プロセス共通化 WG 及び連携事業検討 WG においては、各種課題についての検討を適宜実施 <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○統合法人の非課税措置継続のための地方税法等の改正

今後の取組み（工程）

				備考
	25 年度	26 年度	27 年度	
経営戦略の一体化	<p>○合同経営戦略会議による一体的な業務推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9 月開催予定（統合の基本的考え方等について） <p>○スーパー公設試としての「あるべき姿」の実現に向けた取組みの検討</p>	<p>○合同経営戦略会議による一体的な業務推進</p> <p>○スーパー公設試としての「あるべき姿」の実現に向けた取組みの検討</p>	<p>○合併法人の運営開始（4 月）</p> <p>○スーパー公設試実現に向けた取組み開始</p>	
業務プロセスの共通化等	<p>○業務プロセス共通化検討 WG・連携事業検討 WG において、次の項目について検討するとともに、実施可能なものから実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ①統合後の各種業務のあり方 ②統合に先行して取組む連携事業や業務プロセス共通化 <ul style="list-style-type: none"> ・合同機器選定委員会の設置（12 月まで） ・合同研究発表会開催予定（11 月） ・合同セミナー開催予定（26 年 2 月） 	<p>○業務プロセス共通化検討 WG・連携事業検討 WG において、次の項目について検討するとともに、実施可能なものから実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ①統合後の各種業務のあり方 ②統合に先行して取組む連携事業や業務プロセス共通化 		
法人統合に向けた手続き等	<p>○統合方針を盛り込んだ、産技研中期目標・計画、市工研中期目標・計画（ともに～27年度）の運用開始</p> <p>○統合に向けた諸課題の検討（職員の処遇、運営費交付金関係）</p>	<p>○法人統合手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議事項（定款等）に関する地独評価委員会への意見聴取 ・協議事項に関する府市議会審議 ・債権者保護手続き ・総務大臣への合併認可申請 ・中期目標・中期計画に関する地独評価委員会への意見聴取 ・中期目標に関する府市議会審議 <p>○合併法人の人事給与、会計制度等の構築（各種システム・規程類の整備）</p>		

B 項目：府：府立公衆衛生研究所、市：市立環境科学研究所

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
<p>○両研究所で共通する感染症、食品衛生、環境衛生の各分野の検査・調査研究機能を統合した研究所を設置</p> <p>○運営形態については、非公務員型の地方独立行政法人</p> <p>○環科研が有する環境分野の検査・調査研究機能は、継続してあり方を検討</p> <p>○環科研に附設する栄養専門学校については廃止</p>	<p>① タスクフォース会議での重要事項案の決定及び関係部局との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のあり方案の決定 ・中期目標案、中期計画案、業務方法書案、役員報酬基準案等の決定 ・法人の各種制度の検証及び設計 <li style="padding-left: 20px;">組織、人事給与、財務会計、福利厚生等の諸制度 ・運営費交付金の算定 ・各種システムの構築 <p>② 評価委員会での審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標案、中期計画案、業務方法書案、役員報酬基準案など <p>③ 府市各議会（9月定例会）への議案提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標案、職員承継条例案、承継させる権利案、重要な財産協議案、研究所廃止条例案、栄養専門学校廃止条例案【市】 <p>④ 府市各議会の議決を経て、総務大臣へ法人設立の認可申請</p> <p>⑤ その他、法人設立に向けた移行準備作業</p>	<p>《これまでの進捗状況（25年7月末までの到達点）》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 統合準備室の設置（24年11月）及びタスクフォース会議の発足（24年12月） ② 25年度末までの独法化の作業工程表の策定 ③ 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款の制定、評価委員会共同設置規約について、府市各議会（25年2月定例会）で議決 ④ タスクフォース会議において法人のあり方について外部有識者の意見を聴取し、決定（25年5月） ⑤ 法人評価委員会による中期目標素案等の審議（25年7月～） ⑥ 環科研が有する環境分野の検査・調査研究機能については民間機関、大学等で代替の方向 <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の施設のあり方 	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・人事給与制度等の決定（～8月末頃） ・運営費交付金の算定（～12月） ・法人評価委員会での審議 <li style="padding-left: 20px;">中期目標案に対する意見（～8月）、中期計画案の審議（～8月） <li style="padding-left: 20px;">中期計画案、業務方法書案、役員報酬基準案に対する意見（～26年3月） ・各種システム（人事給与・財務会計等）の設計（～26年3月） ・府市各議会（9月定例会）への議案提出 <li style="padding-left: 20px;">中期目標案、職員承継条例案、承継させる権利案、重要な財産協議案、研究所廃止条例案、栄養専門学校廃止条例案【市】 ・総務大臣への認可申請（12月～） ・役員人選（～26年3月） ・土地の無償貸借手続、法人設立登記の準備（26年3月） ・栄養専門学校の廃止（26年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般地方独立行政法人による統合研究所を設立（26年4月） ・さらに統合効果を得るため、施設のあり方を引き続き検討 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※H26 時点では、公衛研、環科研の現有施設を前提に統合、独法化を実施</p> </div>		

B 項目：府：府立中央図書館、中之島図書館、市：市立中央図書館

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
<p>○府立図書館は広域自治体が担い、市立中央図書館は各地域図書館の機能充実が図られるまではその補完機能として基礎自治体が活用（中之島図書館は別途、大阪府市都市魅力戦略推進会議においても審議）</p> <p>○当面は、利用者サービスの向上に向けた相互連携策の検討・実施、民間委託の拡大など効率的な事業運営に努める</p>	<p>① 府市連携事業の拡大 生涯学習事業の共催、広報の連携、講座・展示の連携 ・「はじめてのバードウォッチング」事業の共催 ・「H25 One Book One Osaka」事業の共催 ・秋季の読書推進・利用促進行事の広報連携（府市双方の事業を HP やちらし、メールマガジンを通じて広報） ・図書資料等の企画展示の連携（POP 展を府市で開催、企画展示への資料貸出等） ・講座・講演会等の連携（主催講座への相互講師派遣、会場の相互利用） ・実習生受け入れ連携（府市相互の受入）</p> <p>② 府立図書館2館・市立中央図書館間の資料搬送の緊密化 ・市中央送便の活用による資料搬送の週1増便試行・本格実施 ・府立中央図書館が運営している〈府内市町村図書館協力貸出搬送業務〉〈府立中央・中之島図書館間のシャトル便〉のコース再編の検討</p> <p>③ 民間委託拡大についての検討内容の実施（大阪市 25 年 4 月～）</p>		<p>≪これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）≫</p> <p>① 生涯学習事業の連携強化に向けて、府市担当間で情報交換・打ち合わせを実施（計6回）。「はじめてのバードウォッチング」実施（4 月）。「H25 OneBook One Osaka」実行委員会（7 月）研修・実習の連携について、府市担当間で 25 年度の実施に向けて情報交換（計4回）。府立の研修「司書セミナー」に市立より講師派遣（7月）</p> <p>② 府立2館、市立中央図書館間の資料搬送の緊密化に向けた情報交換・打ち合わせを実施（計6回）資料搬送の週1増便試行の開始（4月）</p> <p>③ 市立図書館においては、府の市場化テストの結果を参考に業務をさらに見直し、25 年度より民間委託拡大を実施。府立図書館においては、市場化テストの成果を検証するとともに、中之島図書館の今後のあり方の検討状況をふまえて、次期市場化テストに向けて検討</p> <p>④ 中之島図書館については、「大阪都市魅力創造戦略」を踏まえ、外部有識者の助言を得ながら、重要文化財の建物と貴重な資料を有する図書館としてのあり方を検討</p> <p>≪取組みにあたっての課題および解決策≫</p>
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>① 府市連携事業の拡充 ・共催等対象事業の実施および拡大の検討（4 月、6 月） ・研修連携、実習生受け入れ連携を検討・試行（8 月） ・会場の相互利用（10 月） ・府市それぞれの強みを活かした研修の企画協力（7 月）</p> <p>② 資料搬送の緊密化 ・資料搬送の週1増便試行（試行4月～、26年2月実施） ・さらなる府市間の資料搬送の増便に向けた立案・調整（10 月）</p> <p>③ 民間委託拡大についての検討内容の実施（大阪市 4 月～）</p> <p>④ 中之島図書館のあり方検討（7 月～）</p>	<p>① 府市連携事業の拡充 ・共催等対象事業の拡大 ・研修連携、実習生受け入れ連携実施 ・会場の相互利用 ・府市それぞれの強みを活かした研修の企画協力・合同実施等</p> <p>② 資料搬送の緊密化 ・府市間の資料搬送の強化</p> <p>③ 民間委託拡大についての検討内容の実施</p>	<p>① 府市連携事業の拡充 ・共催等対象事業の拡大 ・研修連携、実習生受け入れ連携実施 ・会場の相互利用 ・府市それぞれの強みを活かした研修の企画協力・合同実施等</p> <p>② 資料搬送の緊密化 ・府市間の資料搬送の強化</p> <p>③ 民間委託拡大についての検証・検討</p>	

B 項目：府：府立体育会館、市：中央体育館

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
<p>○体育会館は、興行・イベント中心の施設として広域自治体が管理・運営</p> <p>○中央体育館は、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、施設の有効活用を図る観点から、競技大会の開催も可能な施設として、基礎自治体で管理・運営</p> <p>○当面は、両施設の役割分担を前提に、施設運営の効率化や連携について検討</p>	<p>【事業連携】</p> <p>○施設間の連携方策等の検討を踏まえ、可能なところから取組みを実施</p> <p>【府立体育会館】</p> <p>○引き続き運営の効率化の取組みを実施し、定期的に運営状況の進捗管理を行う</p> <p>【市中央体育館】</p> <p>○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化について検討</p> <p>○新たな基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討</p>		<p>◀これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）▶</p> <p>【事業連携】</p> <p>○府、市、各指定管理者で連携方策を検討</p> <p>○各施設の HP に相互リンクを実施</p> <p>【府立体育会館】</p> <p>○府財政構造改革プラン案に基づき、運営の効率化の取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難波エリアの各施設との連携体制の構築 ・ネーミングライツの導入 ・売店の公募実施 <p>【市中央体育館】</p> <p>○施設運営の効率化（業務代行料の削減など）</p> <p>○施設の規模・配置等の最適化について課題抽出中</p> <p>○自治体連携による管理・運営制度等について研究中</p> <p>◀取組みにあたっての課題および解決策▶</p>
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>【事業連携】</p> <p>○施設間の連携方策等の検討を踏まえ、可能なところから取組みを実施</p> <p>【府立体育会館】</p> <p>○引き続き運営の効率化の取組みを実施し、定期的に運営状況の進捗管理を行う</p> <p>【市中央体育館】</p> <p>○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化について検討</p> <p>○新たな基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討</p>	<p>【事業連携】</p> <p>○地域の体育施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施</p> <p>【府立体育会館】</p> <p>○運営状況を踏まえ、次期指定管理者の公募要件・手法を検討</p> <p>【市中央体育館】</p> <p>○新たな基礎自治体における最適化を見据え、次期指定管理者公募要件・手法を検討</p> <p>○新たな基礎自治体での管理・運営形態に沿った体制整備を行う</p>	<p>【事業連携】</p> <p>○地域の体育施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施</p> <p>【府立体育会館】</p> <p>○次期指定管理者の公募を実施（指定の議決）</p> <p>【市中央体育館】</p> <p>○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営</p> <p>○基礎自治体の最適化を見据え、次期指定管理者の公募を実施（指定の議決）</p>	

B 項目：府：門真スポーツセンター、市：大阪プール

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
<p>○門真SCは、施設構成、利用状況等を踏まえ広域自治体が運営</p> <p>○大阪プールは、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、競技大会の開催も可能な施設として、基礎自治体で管理・運営</p> <p>○当面は、両施設の役割分担を前提に、施設運営の効率化や連携について検討</p>	<p>【事業連携】</p> <p>○施設間の連携方策等の検討を踏まえ、可能なところから取組みを実施</p> <p>【門真SC】</p> <p>○24年度に行った分析・課題整理を踏まえて、次期指定管理者の公募要件・手法を検討</p> <p>【大阪プール】</p> <p>○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化について検討</p> <p>○新たな基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討</p>		<p>《これまでの進捗状況（25年7月末までの到達点）》</p> <p>【事業連携】</p> <p>○府、市、各指定管理者で連携方策を検討</p> <p>○各施設のHPに相互リンクを実施</p> <p>【門真SC】</p> <p>○HPのバナー広告の導入など収入確保の実施</p> <p>○メインアリーナの転換（フロア・プール・スケート）による経営シミュレーションの実施</p> <p>【大阪プール】</p> <p>○施設運営の効率化（業務代行料の削減など）</p> <p>○施設の規模・配置等の最適化について課題抽出中</p> <p>○自治体連携による管理・運営制度等について研究中</p> <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p>
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>【事業連携】</p> <p>○施設間の連携方策等の検討を踏まえ、可能なところから取組みを実施</p> <p>【門真SC】</p> <p>○24年度に行った分析・課題整理を踏まえて、次期指定管理者の公募要件・手法を検討</p> <p>【大阪プール】</p> <p>○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化について検討</p> <p>○新たな基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討</p>	<p>【事業連携】</p> <p>○地域のプール施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施</p> <p>【門真SC】</p> <p>○次期指定管理者の公募を実施（指定の議決）</p> <p>【大阪プール】</p> <p>○新たな基礎自治体における最適化を見据え、次期指定管理者公募要件・手法を検討</p> <p>○新たな基礎自治体での管理・運営形態に沿った体制整備を行う</p>	<p>【事業連携】</p> <p>○地域のプール施設の最適化が図られるまでの間、継続して取組みを実施</p> <p>【門真SC】</p> <p>○新指定管理者による運営の効率化を図る</p> <p>【大阪プール】</p> <p>○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営</p> <p>○基礎自治体の最適化を見据え、次期指定管理者の公募を実施（指定の議決）</p>	

B 項目：府：大型児童館ビッグバン、市：キッズプラザ大阪

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
<p>○キッズプラザ大阪は、29 年 3 月 31 日までは基礎自治体が契約を継続せざるを得ないが、以降の施設運営のあり方については、自立的経営等の観点から検討を行い、具体策が見いだせない場合は廃止</p> <p>○当面は、双方の施設が相乗効果を得られるような広報・企画事務等の取組みを可能なものから順次実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の自立的経営等に向けて、民間ノウハウの活用や運営費縮減など年次計画をとりまとめ、補助金の縮減を図る〈市〉 ・事業連携に向け、広報・企画事務等の取組みを検討し、可能なものから順次実施する〈府・市〉 		<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の縮減を図るとともに、25 年 4 月から、市外の学校団体料金の見直しを行った〈市〉 ・事業連携に向け、双方の施設が相乗効果を得られるような広報・企画事務等の検討を行い、ホームページでのリンク、広報物での共同のPRに取り組んだ〈府・市〉 <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p>
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・将来の自立的経営等に向けて、民間ノウハウの活用や運営費縮減など年次計画をとりまとめ、補助金の縮減を図る〈市〉 ・事業連携のため、広報・企画事務等の取組みを検討し、広報物・営業等において、可能なものから順次実施する〈府・市〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の自立的経営等に向けて、年次計画をふまえ、補助金の縮減を図る〈市〉 ・事業連携のため、広報・企画事務等の取組みを検討し、広報物・営業等において、可能なものから順次実施する〈府・市〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の自立的経営等に向けて、年次計画をふまえ、補助金の縮減を図る〈市〉 ・上記の取組み状況をふまえ、自立的経営等に向けて、キッズプラザ大阪の新たな運営主体について検討する〈市〉 ・事業連携のため、広報・企画事務等の取組みを検討し、広報物・営業等において、可能なものから順次実施する〈府・市〉 	

B 項目：府：大阪府立国際会議場、市：インテックス大阪

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
<p>○両施設は機能等が異なり統合になじまないが、MICE 機能強化に向け、事業展開のあり方、集客力向上方策等を検討</p> <p>○施設単独ではなく共同でPRを行うなど、両施設の集客力向上に向け機能連携</p> <p>○インテックス大阪の運営に関して、25 年度から競争性を導入</p>	<p>【両施設の機能連携】</p> <p>○25 年 4 月にスタートした大阪観光局（事業実施母体：（公財）大阪観光コンベンション協会（OCTB））における国際会議等誘致の取組みをふまえながら、府、市、大阪観光局、両施設運営事業者等の関係者による連絡会議を引き続き実施し、連携方策を検討・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両施設を利用する催事誘致に向けたプロモーション（誘致ターゲット ※となる主催者・企画運営者へのセールス等）の実施 ・両施設の活用イメージや、中之島・バイエリアをはじめとする大阪の魅力等を盛り込んだ共同PRツールの作成・活用 ・ユーザーの利用照会に対する施設の共同案内 <p>※両施設がそれぞれ有する機能や、主催者・企画運営者等のニーズをふまえ、複数の催事を同時に開催していただくような案件を想定（例：同じ分野・テーマの学術会議と展示会の併催、企業のインセンティブ旅行等式典とレセプションの併催）</p> <p>【施設の管理運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（府立国際会議場）公募による管理者の選定手続、指定議決 		<p>◀これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）▶</p> <p>【両施設の機能連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府、市、OCTB、両施設運営事業者の 4 者による連携方策等に関する連絡会議の設置（24 年 8 月） ・府、市、OCTB、国際会議場運営事業者による連携方策の検討（24 年 12 月） ・共同 PR ツールの作成（パンフレット素案） ・両施設運営事業者による閑空への広告掲出（25 年 3 月） ・今後のプロモーションの進め方等の検討（～25 年 3 月）（大阪観光局（事業実施母体：OCTB）がスタート（25 年 4 月）） ・展示会併催会議の主催者への共同PRを実施（25 年 7 月） <p>【施設の管理運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インテックス大阪の運営について、公募により選定された事業者の新たな運営手法による実施（25 年 4 月） ○府立国際会議場の運営について、26 年度以降、公募により指定管理者を選定する方針決定、関係府条例改正（25 年 3 月） <p>◀取組みにあたっての課題および解決策▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議等の誘致は、オール大阪で方策を検討する必要 <p>⇒ 府、市、大阪観光局（事業実施母体：OCTB）、両施設運営事業者のほか、関係者が情報・意見交換を行いながら方策を検討</p>
今後の取組み（工程）			
25 年度	26 年度	27 年度	備考
<p>【両施設の機能連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者による連絡会議を引き続き実施（随時） ・誘致ターゲットの選定、プロモーションの実施 ・開催プランの活用、PR ・施設利用の共同案内（受付及びプロモーション時等） ※上記連携事業の内容・実施時期は調整中 <p>【施設の管理運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（インテックス大阪）新たな運営方法への移行 ・（府立国際会議場）公募による管理者の選定手続、指定議決 	<p>【両施設の機能連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者による連絡会議を引き続き実施（随時） ・25 年度の取組み内容に関する検証などを通じ、引き続き、連携の取組みを実施 <p>【施設の管理運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（府立国際会議場）公募選定された事業者による運営への移行 	<p>【両施設の機能連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者による連絡会議を引き続き実施（随時） ・これまでの取組み内容に関する検証などを通じ、引き続き、連携の取組みを実施 	<p>→</p> <p>→</p>

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
<p>○林間系は、府の施設は「少年自然の家」を存続し、市の施設は「伊賀青少年野外活動センター」を廃止し、「信太山」は当面存続</p> <p>○海洋系は、「府立青少年海洋センター」の存続（「びわ湖」の廃止）を基本に検討</p> <p>○市立青少年センター、こども文化センターの機能は基礎自治体業務であることを基本に、大阪市において施設のあり方や他の施設への機能集約等について検討</p>	<p>○林間系施設</p> <p>〔伊賀青少年野外活動センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止に向けた条例改正の実施 ・ 処分の方向性の検討 <p>〔信太山青少年野外活動センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 26 年度からの指定管理者の募集 ・ 利用率向上に向けた取組みの実施 ・ 伊賀青少年野外活動センター利用者への案内を実施 <p>〔少年自然の家〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用率向上に向けた取組みの実施 ・ 伊賀青少年野外活動センター利用者への案内を実施 <p>○海洋系施設</p> <p>〔びわ湖青少年の家〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止に向けた条例改正の実施 ・ 処分の方向性の検討 <p>〔青少年海洋センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用率向上に向けた取組みの実施 ・ びわ湖青少年の家利用者への案内を実施 		<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>○海洋系施設については、びわ湖青少年の家を平成 25 年度末で廃止し、青少年海洋センターを存続する方針で確定</p> <p>○廃止施設の課題整理や関係者との調整開始（24 年 7 月～）</p> <p>○存続施設の利用率向上に向けた検討を開始（24 年 7 月～）</p> <p>○〔市立青少年センター〕〔市立こども文化センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪州市政改革プランに基づき、市において検討を開始（24 年 7 月～） ・ 市において「市民利用施設の見直し実施計画」を策定（25 年 2 月） <p>⇒実施計画の目標</p> <p>〔青少年センター〕施設の廃止（26 年度末）</p> <p>〔こども文化センター〕他施設への機能集約等施設のあり方を検討し、効果的にこども文化センター機能を存続</p> <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p>
今後の取組み（工程）			
25 年度	26 年度	27 年度	備考
<p>林間系施設</p> <p>〔伊賀青少年野外活動センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止に向けた条例改正の議会への上程（9 月） ・ 処分の方向性の検討 <p>〔信太山青少年野外活動センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 26 年度からの指定管理者の募集・選定（10 月～1 月） ・ 利用率向上に向けた取組みの実施 ・ 伊賀青少年野外活動センター利用者への案内を実施（7 月～） <p>〔少年自然の家〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用率向上に向けた取組みの実施 ・ 伊賀青少年野外活動センター利用者への案内を実施（7 月～） <p>○海洋系施設</p> <p>〔びわ湖青少年の家〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止に向けた条例改正の議会への上程（9 月） ・ 処分の方向性の検討 <p>〔青少年海洋センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用率向上に向けた取組みの実施 ・ びわ湖青少年の家利用者への案内を実施（7 月～） 	<p>○林間系施設</p> <p>〔伊賀青少年野外活動センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の廃止・処分の実施 <p>〔信太山青少年野外活動センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな指定管理者による管理開始 ・ 利用率向上に向けた取組みの実施 <p>〔少年自然の家〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用率向上に向けた取組みの実施 <p>○海洋系施設</p> <p>〔びわ湖青少年の家〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の廃止・処分の実施 <p>〔青少年海洋センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用率向上に向けた取組みの実施 	<p>○林間系施設</p> <p>〔信太山青少年野外活動センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用率向上に向けた取組みの実施 <p>〔少年自然の家〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 28 年度からの指定管理者の募集 ・ 利用率向上に向けた取組みの実施 <p>○海洋系施設</p> <p>〔青少年海洋センター〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 28 年度からの指定管理者の募集 ・ 利用率向上に向けた取組みの実施 	

B 項目：府：大阪府立障がい者交流促進センター、市：大阪市障がい者スポーツセンター

基本的方向性（要 旨）		25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等		
<p>○ファインプラザ大阪は競技スポーツの振興拠点として広域自治体が管理運営（指定管理者制度を導入）</p> <p>○長居・舞洲障がい者スポーツセンターは基礎自治体の役割とするが、新たな基礎自治体単位での運営は困難であり、広域的な連携により管理運営</p>		<p>○大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月より指定管理者による運営を開始。 <p>○大阪市障がい者スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の収支均衡を図る観点から運営方式を変更（7月1日より障がい者就労支援事業の実施及び利用料金制の導入） ・宿泊施設の収支均衡策の効果について検証 		<p>《これまでの進捗状況（25年7月末までの到達点）》</p> <p>○大阪府立障がい者交流促進センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年4月より指定管理者による運営を開始 <p>○大阪市障がい者スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年7月より障がい者就労支援事業の実施及び利用料金制の導入を行った <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p>		
今後の取組み（工程）					備考	
25 年度		26 年度		27 年度		
<p>○大阪府立障がい者交流促進センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による運営開始 <p>○大阪市障がい者スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の収支均衡を図る観点から障がい者就労支援事業の実施及び利用料金制の導入 ・宿泊施設の収支均衡策の効果について検証 <p>○障がい者スポーツに関する役割、機能の整理、結論</p>		<p>○大阪市障がい者スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の効率的な運営について検証 ・長居・舞洲の管理運営にかかる周辺自治体との連携協議、結論 ・上記の協議内容を踏まえた対応策の検討 		<p>○大阪市障がい者スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域自治体、基礎自治体の役割分担に即した事業の実施 		<p>・大阪市障がい者スポーツセンターは、基礎自治体単独での運営は困難であるので、広域的な連携により管理運営する体制の構築や財源確保が必要である</p>

B 項目：府：(公財)大阪産業振興機構（マイドーム大阪）、市：(公財)大阪市都市型産業振興センター（大阪産業創造館）

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等						
<p>○中小企業支援において相乗効果を発揮できるよう、両法人を統合する</p> <p>○施設は、法人が担う役割、利用者ニーズ等を見極めたうえで中核拠点の一本化も含めた最適化を図る</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>■法人統合に向けた課題・手続きの協議・調整を行う</p> <p>■法人統合実現までの間も、連携推進会議において経営戦略・目標を共有し、両法人の事業を効率的・効果的に実施する</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">取組み項目</th> <th>具体的な取組み内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①法人統合に向けた課題・手続き等の整理</td> <td>連携推進会議及び企画調整部会において統合に向けた課題・手続き等の整理（統合手法、事業・施設のあり方、財務、組織・人員等）</td> </tr> <tr> <td>②経営戦略の共有化</td> <td> <p>・統合を見据えた両法人の経営戦略・目標の共有化</p> <p>・一刻も早いシナジー効果の発現に向け、現行体制のままで実施可能な事業連携を検討、実施</p> <p>【連携事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者モニターイベントを共催（8月） ・製造業関連の商談会を共催（12月予定） </td> </tr> </tbody> </table>	取組み項目	具体的な取組み内容	①法人統合に向けた課題・手続き等の整理	連携推進会議及び企画調整部会において統合に向けた課題・手続き等の整理（統合手法、事業・施設のあり方、財務、組織・人員等）	②経営戦略の共有化	<p>・統合を見据えた両法人の経営戦略・目標の共有化</p> <p>・一刻も早いシナジー効果の発現に向け、現行体制のままで実施可能な事業連携を検討、実施</p> <p>【連携事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者モニターイベントを共催（8月） ・製造業関連の商談会を共催（12月予定） 	<p>≪これまでの進捗状況（25年7月末までの到達点）≫</p> <p>【ワンボードによるマネジメントの一元化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンボードマネジメント準備チームの設置（24年10月） ワンボードマネジメント組織の実効ある稼働に向けた調整 24年10月、11月、25年3月に開催 ・ワンボードマネジメント組織案等を両法人理事会に報告、了承（機構：24年11月、25年3月 センター：24年12月、25年3月） ・ワンボードマネジメント組織として連携推進会議を設置（25年6月） [組織構成：法人役員各3名、行政：府・市各2名] 経営戦略・目標の共有化、事業の連携や共同化に向けた協議（企画調整部会：25年6月、7月 連携推進会議：25年7月） <p>【連携事業等の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両法人及び府市で、事業連携に向けた情報共有と意見交換を随時実施 <p>≪取組みにあたっての課題および解決策≫</p> <p>統合手法の検討、所要財源の安定確保、財務リスクの点検・精査、機能・役割に相応しい組織・人員体制づくりなど ⇒連携推進会議で協議・調整（25年度中を目標）</p>
取組み項目	具体的な取組み内容							
①法人統合に向けた課題・手続き等の整理	連携推進会議及び企画調整部会において統合に向けた課題・手続き等の整理（統合手法、事業・施設のあり方、財務、組織・人員等）							
②経営戦略の共有化	<p>・統合を見据えた両法人の経営戦略・目標の共有化</p> <p>・一刻も早いシナジー効果の発現に向け、現行体制のままで実施可能な事業連携を検討、実施</p> <p>【連携事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者モニターイベントを共催（8月） ・製造業関連の商談会を共催（12月予定） 							
今後の取組み（工程）			備考					
25 年度	26 年度	27 年度						
<p>【連携推進会議での協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営戦略・目標の共有化、事業（施設を含む）の連携や共同化 ○法人統合を見据えた両法人の事業のあり方、課題の検証 ○法人統合にあたっての諸課題に係る協議・調整 （統合手法の検討、所要財源の安定確保、財務リスクの点検・精査、機能・役割に相応しい組織・人員体制づくりなど） <p>【施設のあり方等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユーザーの利便性や資産効率の向上等に資する当面の対応策（できることから具体化） 	<p>【連携推進会議でのマネジメントの一元化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○共有化された戦略や目標に基づく事業連携や共同事業の本格実施 ○統合後の法人が担う機能、役割を踏まえた事業の再構築 <p>【法人の統合に向けた手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人における意思決定（理事会等の決議） ○公益財団法人の認定 <p>【施設のあり方等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○統合後の法人の役割や利用者ニーズ等を踏まえた施設機能、運営のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の統合 <p>※中核拠点の最適化については、今後の検討結果を踏まえ、適切な時期に取扱いを決定</p>						

B 項目：府：ドーンセンター、市：クレオ大阪

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）		進捗状況等
<p>○ドーンセンターは、専門的広域的事業の実施、基礎自治体業務を支援・補完する施設として広域自治体機能を担う</p> <p>○クレオ大阪は市民密着型事業の拠点施設として基礎自治体の機能を担う。新たな基礎自治体における事業の水平連携のあり方を踏まえ、5館体制の集約化を図る</p> <p>○当面は、両館の所蔵資料の相互貸借サービスの推進、共同広報などの相互連携を図る</p>	<p><ドーンセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度においてドーンセンターで実施する事業は、基本的方向性を踏まえ、次の専門的かつ広域的事業を実施し、引き続き基礎自治体の業務を支援・補完する <p>【相談事業】 平日夜間や土日の相談対応による働く女性等へのセーフティネット(市町村補完)</p> <p>【情報提供・収集事業】 専門図書・資料や人材情報の提供による市町村支援</p> <p>【人材育成、啓発事業】 男女共同参画に携わる職員や教職員等のスキルアップを通じた市町村支援</p> <p><クレオ大阪> クレオ大阪において実施すべき基礎自治体としての男女共同参画事業の内容について精査する</p> <p><両館></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き両館において所蔵資料の相互貸出・返却・貸出予約及び相互の講座・イベント等のチラシ等を設置する。 困難相談事例の適切な対応方法に関する情報交換 		<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p><ドーンセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所管課において、府委託事業の内容を精査・決定し、総合評価一般競争入札による事業者選定を行った <p><クレオ大阪></p> <ul style="list-style-type: none"> 市政改革プランに沿って検討中 <p><両館></p> <ul style="list-style-type: none"> 両館の所蔵資料の相互貸借サービスの推進、共同広報などの相互連携に向けた取り組みを実施した <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p> <p><クレオ大阪></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の多機能化・複合化を進めつつ、事業の水平連携のあり方についても視野に入れ、関係先との調整を進めている
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p><ドーンセンター></p> <p>○総合評価一般競争入札により事業者を選定し、受託事業者において、引き続き広域自治体事業を実施する(委託期間:25 年度～27 年度)</p>	<p>○受託事業者において、広域自治体事業を実施する(委託期間:25 年度～27 年度)</p> <p>○基礎自治体における事業実施状況を踏まえ、引き続き、広域自治体として実施すべき事業の精査を行う</p>	<p>○受託事業者において、広域自治体事業を実施する(委託期間:25 年度～27 年度)</p>	
<p><クレオ大阪></p> <p>○市政改革プランに沿って検討を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体としての事業内容について精査 	<p>○市政改革プランに沿った検討を踏まえた対応を行う</p>	<p>○新たな大都市制度のもとでの男女共同参画施策の展開</p>	
<p><両館></p> <p>○相互連携の具体的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 困難相談事例の適切な対応方法に関する情報交換 所蔵図書関連情報の相互交換 など 	<p>○これまでの取り組み内容の検証を通じ、引き続き連携の取り組みを実施</p>	<p>○これまでの取り組み内容の検証を通じ、引き続き連携の取り組みを実施</p>	

B 項目：府：府立高校、市：市立高校

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
<p>○多様な課程・学科等を備える高等学校を整備するためには、広域的な視点で対応する方が、より効果的・効率的であるため広域自治体に一元化</p> <p>○今後、移管に向けた課題を整理</p>	<p>○大阪府立・大阪市立高校すべてを対象とする再編整備の計画を策定</p> <p>○府立高校と市立高校の実情を踏まえて、府市で移管に向けた課題を整理</p> <p>○移管に向けた個別課題（教育内容、財政面、組織、人員面）の方向性を決定</p> <p>○移管に向けた個別課題の解決に着手</p>	<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>○「府立高等学校の将来像検討専門部会」（有識者会議）を計 6 回開催し、審議結果を報告書として 24 年 12 月公表（各回の審議内容について、府市間で情報共有）</p> <p>○24 年 9 月末、クリアすべき課題（教育内容、組織人事、財産管理など）ごとの実務担当者チームを編成、府・市それぞれにおいて、現状の把握を行いながら、適宜、情報共有</p> <p>○25 年 4～5 月、実務担当者による府市双方の学校視察を実施</p> <p>○25 年 6 月、課題に対する考え方について、府市で協議</p> <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一元化後の教育内容、教育条件、教職員配置の整理 ・財産移管の手法 ・安定的に運営するための財源確保（将来的な財政負担を含む） ・身分移管に伴う各種手続き、システム整備 等 	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>○府立・市立高校すべてを対象とする再編整備の計画を策定・実施</p> <p>○移管に向けた個別課題（教育内容、財政面、組織、人員面）の方向性を検討（1 月：一元化方針(案)公表）</p> <p>○移管に向けた個別課題の解決に着手</p>	<p>○再編整備を実施</p> <p>○移管に向けた個別課題の解決に取り組むとともに、その状況を精査</p>	<p>○再編整備を実施</p> <p>○27 年度に向けて課題を解決した上で、広域自治体に一元化</p>	

B 項目：府：府立支援学校、市：市立特別支援学校

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
<p>○広域自治体に一元化</p> <p>○今後、移管に向けた課題を整理</p>	<p>○新校整備（府立泉北・泉南新校整備完了）</p> <p>○府立支援学校と市立特別支援学校の実情を把握し、移管に向けた課題を整理</p> <p>○移管に向けた個別課題（教育内容、財政面、組織、人員面）の方向性を決定</p> <p>○移管に向けた個別課題の解決に着手</p>	<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>○府市それぞれにおいて、26 年度末新校整備完了に向けた準備事務を実施（通学区域の設定、人的配置、物品整備の検討など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25 年 4 月、府立摂津支援学校及び府立とりかい高等支援学校並びに市立東住吉特別支援学校を開校 <p>○24 年 9 月末、クリアすべき課題（教育内容、組織人事、財産管理など）ごとの実務担当者チームを編成、府・市それぞれにおいて、現状の把握を行いながら、適宜、情報共有</p> <p>○25 年 6 月、実務担当者による府市双方の学校視察を実施し、課題を整理</p> <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一元化後の教育内容、教育条件、教職員配置の整理 ・財産移管の手法 ・安定的に運営するための財源確保（将来的な財政負担を含む） ・身分移管に伴う各種手続き、システム整備 等 	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>○新校整備</p> <p>　　<府立> 泉北・泉南新校</p> <p>　　　　　北河内新校</p> <p>　　　　　中南河内新校</p> <p>　　<市立> 難波特別支援学校（移転・拡充）</p> <p>　　　　　(仮称)北部特別支援学校</p> <p>○移管に向けた個別課題（教育内容、財政面、組織、人員面）の方向性を検討（1 月：一元化方針(案)公表）</p> <p>○移管に向けた個別課題の解決に着手</p>	<p>○新校整備完了</p> <p>○移管に向けた個別課題の解決に取り組むとともに、その状況を精査</p>	<p>○27 年度に向けて課題を解決した上で、広域自治体に一元化</p>	

B 項目：府：こころの健康総合センター、市：こころの健康センター

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
<p>○広域自治体に一元化を図る （新たな大都市制度移行時までは、都道府県・政令市に必置義務があるため、双方で設置）</p> <p>○当面は、府・市で実施している事業の連携の拡大を検討</p>	<p>具体的な統合のあり方について、各事業担当者を加えて検討会を設置し、定例開催</p> <p>○両センターの役割・連携協議 統合後の課題を検討するための双方の課題の共有化</p> <p>○両センターの機能分担の検討</p> <p>○普及啓発事業の一元化 印刷物の共同発注</p> <p>○研修（専門研修）の一元化 精神保健福祉業務従事者養成研修を3回合同開催予定 自殺予防相談従事者養成研修を2回合同開催予定 自死遺族相談従事者養成研修を1回合同開催予定</p>	<p>《これまでの進捗状況（25 年 7 月末までの到達点）》</p> <p>○府市それぞれで事業項目・内容の洗い出し等を実施</p> <p>○共同実施している緊急措置業務などについて、関係機関との調整をはじめ、堺市を含め担当者と協議を継続して実施</p> <p>○本庁機能について協議を実施</p> <p>・25 年 2 月 自殺対策に関する研修を共同実施</p> <p>○一元化に向けた実務担当者会議の開催</p> <p>・25 年 4 月 本庁機能業務（措置関係のあり方、精神保健福祉審議会精神科救急医療部会の合同開催）について 5 月 研修・普及啓発事業等について 5 月 措置・鑑定業務について 6 月 自立支援医療・手帳業務等について 7 月 精神医療審査会等について</p> <p>○研修の共同開催に向けた打ち合わせの実施（5 月、7 月）</p> <p>《取組みにあたっての課題および解決策》</p> <p>・精神保健医療主管課業務と精神保健福祉センター業務の再編</p>	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>○両センターの役割・連携協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間救急診療業務、昼間の診療業務など府市の事務分担を明確化 <p>○両センターの機能分担の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府精神科救急医療審議会と市精神保健福祉審議会精神科救急医療部会の一元化に向けた検討 ・救急医療体制の整備、検討 <p>○普及啓発事業の一元化</p> <p>○研修（専門研修）の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討会に研修担当職員を加え、共同開催に向けた打ち合わせを実施 	<p>○両センターの連携実施</p> <p>○新たな大都市制度移行に向け、業務処理の手順等について協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神医療審査会の審査業務の一元化 ・精神障害者保健福祉手帳審査業務 ・通院医療費の公費負担の判定 	<p>○新たな大都市制度移行時に広域自治体に一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療主管課業務の統合 ・精神保健福祉センター業務の統合 	<p>* 緊急措置窓口、医療情報センター窓口の設置場所の検討（堺市との調整、委託業者との調整）</p>

B 項目：府：大阪府犬管理指導所、市：大阪市動物管理センター

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
<p>○保健所設置市に設置義務があることをふまえて、新たな大都市制度移行時に基礎自治体が担う業務、施設の管理運営方法を明確にする</p> <p>○当面は、府市連携が可能な事業に取り組む</p>	<p>1 事業連携について 【犬ねこ等の譲渡】府市共通の譲渡実施要領を作成し、共同実施。 【動物愛護推進協議会の共同開催】大阪府動物愛護推進協議会と大阪市動物愛護推進会議を共同開催。 【啓発等広報媒体の一本化】譲渡動物情報等、相互にリンクをはる内容を精査のうえ、HPを相互にリンクし、情報を共有化</p> <p>2 基礎自治体が担う業務について ・基礎自治体として担うべき権限、事務事業内容について精査 ・現在の府内3中核市の事務事業の形態を参考に、基礎自治体業務の課題や問題点を整理</p> <p>3 施設の管理運営方法について ・基礎自治体の運営形態について、それぞれのメリット・デメリットを精査</p>	<p>≪これまでの進捗状況（25年7月末までの到達点）≫</p> <p>1 事業連携について 24年8月に「府市統合に向けた事業連携検討委員会」を設置し、同委員会及びカウンターパート間の調整会議において下記について協議 【犬ねこ等の譲渡】譲渡犬の選定基準、譲渡対象者の条件や基準を合わせた実施要領等を作成し、実施済み 【動物愛護推進員活動の支援】25年3月、研修会を共同開催 【動物愛護推進協議会の共同開催】25年2月大阪市動物愛護推進会議に大阪府が、25年3月大阪府動物愛護推進協議会に大阪府がオブザーバー参加。25年度の1回目についても双方でオブザーバー参加し、年度内の共同開催に向け協議中 【啓発等広報媒体の一本化】HPを相互にリンクし、情報の共有化を実施済み</p> <p>2 基礎自治体が担う事務事業内容について 狂犬病予防業務及び中核市権限の動物愛護管理業務について、地域に密着して生活環境の向上を図る点から各特別区で実施する方向で検討</p> <p>3 施設の管理運営方法の検討 水平連携型（一部事務組合形式）により現在の大阪市動物管理センターを管理・運営する方向で検討</p> <p>≪取組みにあたっての課題および解決策≫</p>	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>1 事業連携について ・府市間で協議を行い、調整が終了した事案については、順次開始 ・動物愛護推進協議会の共同開催（2月）</p> <p>2 基礎自治体が担う業務について ・基礎自治体が担うこととした業務の実施方法を検討</p> <p>3 施設の管理運営方法について ・水平連携型（一部事務組合形式）による施設の管理運営方法を検討</p>	<p>1 事業連携について ・府市間で協議を行い、調整が終了した事案については、継続実施</p> <p>2 基礎自治体が担う業務について ・基礎自治体の組織、体制の検討、関係機関との調整</p> <p>3 施設の管理運営方法について ・基礎自治体の運営形態に基づき、人員や施設の活用方法を具体的に検討</p> <p>2・3について、関係条例改正案の作成、財源確保、人員配置及び施設の管理運営方法の制度設計</p>	<p>基礎自治体の水平連携型（一部事務組合形式）による事業・施設運営体制に移行</p>	

(付属資料) AB項目等の取組効果について

<効果見込額の試算の前提等>

H27年度以降に見込まれる財政的な効果として、「AB項目関連」及び「AB以外の府市連携による取り組み」による効果見込額（単年度ベース）について、現時点で算定可能なものを試算

⇒今後、各取り組みの進展に応じて継続的に精査

- ・一般会計のほか、準公営企業・公営企業会計、地方独立行政法人や出資法人など他会計における効果額についても試算
- ・各項目の単年度効果額の最大値とし、項目別の表中には一部効果が発生する時期（開始時期）と効果見込額に到達する時期（最大時期）を記載
- ・今後、取り組みの進展に応じてさらに効果額が見込めるものについては、項目別の表中に記載
- ・機能充実のための投資や経営形態の移行経費等に充当するものも含む
- ・人件費単価は800万円として試算

A B項目関連の効果見込額（項目別）

（1）継続的效果（効果が継続するもの）

①一般会計

項目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
一般廃棄物 (A項目)	・経営形態の見直しにより、収集輸送事業の完全民間化に伴う市費負担の削減効果を見込む。	7,900 (7,900)	— (—)	7,900 (7,900)	(H31年度～) H32年度～	(※)焼却処理事業の効果のうち一般財源分は、今後、一部事務組合の設立協議を踏まえて算定
	・焼却処理事業にかかる工場稼働体制の見直し及び民間運営・民間委託の拡大等による事業コストの削減効果を見込む。	3,000 (※)	— (—)	3,000 (※)	(H25年度～) H55年度～	
消 防 (A項目)	・府立消防学校への初任教育の一元化や市消防学校の消防訓練研修センター(仮称)としての活用等による消防職員の教育訓練の充実強化を図る。これらにより、現教官の再配置による効果を見込む。	8 (8)	— (—)	8 (8)	(H26年度～) H26年度～	
弘済院 (A項目)	・養護老人ホームは廃止、附属病院・特別養護老人ホームは民間移譲をめざしており、これらの取り組みによる経費削減効果を見込む。 (別途、認知症への専門的な医療・介護機能を継承する手法等とあわせて、これにかかる必要経費を検討)	869 (869)	— (—)	869 (869)	(H25年度～) H28年度～	

①一般会計（続き）

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
公営住宅 (A項目)	・大阪市内の府営住宅の市移管と並行して進められている、市営住宅への指定管理者制度導入等に伴う管理費縮減による行革効果を見込む。	573 (553)	— (—)	573 (553)	(H25年度～) H27年度～	
文化施設 (A項目)	・府市の文化施設(9施設)の地方独立行政法人による一体的運営をめざす取り組みの中で、経費の見直しと増収による公費支出の削減効果及び既存法人解散・新法人設立にかかる役職員の削減効果を見込む。	118 (118)	8 (8)	110 (110)	(H25年度～) H31年度～	独立行政法人化に係る政令改正が必要 新法人のあるべき姿の検討を深め、今秋を目途に効果額を精査
公衆衛生研究所 環境科学研究所 (B項目)	・両研究所の統合・地方独立行政法人化をめざす取り組みの中で、環科研における環境分野の業務見直し及び栄養専門学校廃止に伴う人員削減、法人統合に伴う経費削減を見込む。	148 (148)	16 (16)	132 (132)	(H24年度～) H31年度～	
府立大型児童館 ビッグバン キッズプラザ大阪 (B項目)	・ビッグバンにおける業務内容の見直し及びキッズプラザ大阪におけるこれまでの収支改善の取り組みによる経費削減を見込む。	12 (12)	4 (4)	8 (8)	(H25年度～) H25年度～	キッズプラザ大阪の自立的経営に向けた運営補助金の縮減について、今年度中に効果を算定

①一般会計（続き）

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
こども青少年施設 (B項目)	・府市施設の役割分担に基づき、伊賀青少年野外活動センター、びわ湖青少年の家及び青少年センターを見直し、3施設の運営経費の削減効果を見込む。	166 (131)	— (—)	166 (131)	(H26年度～) H27年度～	
障がい者交流促進センター 障がい者スポーツセンター (B項目)	・障がい者交流促進センター(ファインプラザ)の指定管理者制度導入及び舞洲障がい者スポーツセンター宿泊施設の運営方法の見直しによる経費削減を見込む。	71 (71)	45 (45)	26 (26)	(H25年度～) H28年度～	
ドーンセンター クレオ大阪 (B項目)	・役割分担の明確化により、効率的・効果的な男女共同参画施策の展開をめざしており、クレオ大阪(4館)の市施設の全体最適化による効果を見込む。	221 (201)	— (—)	221 (201)	(H26年度～) H26年度～	
高等学校 (B項目)	・広域的な視点により、効果的・効率的な学校運営の下、高校教育の充実・効率化を図るため、府への一元化を進めており、それに伴う管理経費の削減効果等について検討。	検討中	— (—)	— (—)	(—) —	府市を対象として策定する再編整備計画の推進に伴う効果を算定(年内を目途)
支援学校 特別支援学校 (B項目)	・教育環境・内容の統一等により、支援教育の充実・効率化を図るため、府への一元化を進めており、それに伴う管理経費の削減効果等について検討。	検討中	— (—)	— (—)	(—) —	

②準公営企業会計

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
港 湾 (A項目) ※市は一般会計及び準公営企業会計、 府は一般会計	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者統合により、投資の選択と集中による施設の集約・再編等を行い、集荷力の向上や港湾利用者の利便性向上など、物流機能の強化を図る。それによる貨物量増加に伴う大阪港・堺泉北港・阪南港の入港料等の増収効果を見込む。 ・退職不補充による人件費削減やタグボート売却による運営費削減の行革効果を見込む。 	270 (218)	60 (60)	210 (158)	(H25年度～) H32年度～	効率的な執行体制の構築について検討し、その効果を今後算定
下水道 (A項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・市下水道事業の経営資源を活用した国内外へのビジネス展開も視野に、上下分離方式の経営形態に見直すことに伴い、H25年度に一部施設で実施の運転維持管理業務等の包括委託による削減額を踏まえて、H26年度の効果額を見込む。 	800 (338)	— (—)	800 (338)	(H25年度～) H26年度～	新組織移行を想定したリース・コンセッション型による業務範囲拡大などの効果のほか、府市再編に合わせた行政組織の見直しに伴う影響なども含め効果額を今後精査
市 場 (A項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・府市の3市場について、競争力の強化を図りつつ、指定管理者制度の導入による経営効率化と市場の活性化などを進めており、府市場における導入(H24年度)及び市2市場(本場、東部)における導入(H27年度)による経費削減を見込む。 	208 (—)	58 (—)	150 (—)	(H24年度～) H27年度～	

③公営企業会計

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
地下鉄 (A項目)	・地下鉄事業の民営化による一般会計からの繰出金(H14～23年度の実績平均)の削減効果や固定資産税等の収入及び株式配当収入(民営化後の試算)を見込む。 (「地下鉄事業民営化基本プラン(案)(H25年5月)」)	27,500 (27,500)	— (—)	27,500 (27,500)	(H27年度～) H28年度～	
バ ス (A項目)	・バス事業の民営化による一般会計からの繰出金や運営補助金の削減効果に加え、今後のバス事業会計の経常欠損の抑止効果を見込む。	1,769 (1,300)	— (—)	1,769 (1,300)	(H25年度～) H26年度～	
水 道 (A項目)	・市水道事業のさらなる効率化を図るため、公営企業の改革として、合理化策による職員削減(別途、職員の退職不補充後の委託化に伴う委託料の発生が見込まれる)のほか、水需要量に応じた柴島浄水場上系廃止に伴う職員削減を見込む。	1,008 (—)	— (—)	1,008 (—)	(H25年度～) H34年度～	民営化について検討中であり、その効果については検討の進捗に応じて今後算定
病 院(市) (A項目)	・市南部医療圏に不足する小児・周産期医療の機能充実を図るため、府市の2病院の機能を統合した「大阪府市共同 住吉母子医療センター(仮称)」を整備し、運営に係る負担金・繰出金の抑制効果を見込む。 ・府市病院の一体経営により、医師・看護師等の柔軟な人材確保体制の構築と診療機能の強化を図り、大阪全体の医療資源の充実など効果の創出をめざすこととしている。 ・現時点の繰出金、負担金の削減額に加え、病床利用率向上による経営改善効果を見込む。	1,486 (1,102)	— (—)	1,486 (1,102)	(H25年度～) H28年度～	現在実施している病院経営分析調査の結果も踏まえ、年内に効果額を精査

※10ページの「地方独立行政法人」の一覧表に、府分を掲載

④地方独立行政法人

項目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
病院(府) (A項目) <small>※9ページの公営 企業会計の一覧 表に、市分を掲載</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・市南部医療圏に不足する小児・周産期医療の機能充実を図るため、府市の2病院の機能を統合した「大阪府市共同 住吉母子医療センター(仮称)」を整備し、運営に係る負担金・繰出金の抑制効果を見込む。 ・府市病院の一体経営により、医師・看護師等の柔軟な人材確保体制の構築と診療機能の強化を図り、大阪全体の医療資源の充実など効果の創出をめざすこととしている。 ・現時点の繰出金、負担金の削減額に加え、病床利用率の向上による経営改善効果を見込む。 	1,948 (1,746)	1,948 (1,746)	— (—)	(H25年度～) H28年度～	現在実施している病院経営分析調査の結果も踏まえ、年内に効果額を精査
大学 (A項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・選択と集中の観点から、両大学の重複分野の統合・再編による、さらなる強い大学の構築をめざしており、現時点では、H23年度からH28年度までの運営費交付金の削減効果を見込む。 	1,390 (1,390)	1,040 (1,040)	350 (350)	(H24年度～) H28年度～	H25年8月に策定予定の新大学(案)で組織再編の概要を示した上で、H25年11月を目途に再編効果額(概算)を算定
産業技術 総合研究所 工業研究所 (B項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・両法人を統合(H27年度)し、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」をめざす。統合に伴う役職員や管理費等の一部削減を見込む。 	76 (76)	38 (38)	38 (38)	(H27年度～) H32年度～	

⑤出資法人

項目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
信用保証協会 (B項目)	・経営効率化による経営基盤の強化を通じ、中小企業への資金供給の円滑化を図るため、両協会の統合を進めており、システム統合による運営経費の削減、役員の削減を見込む。	120 (一)	— (一)	120 (一)	(H26年度～) H28年度～	職員数の適正化による効果については、今秋策定予定の合併計画案を踏まえた職員配置にかかる計画に基づき今後算定
国際交流財団 国際交流センター (B項目)	・両財団の役割分担を明確化し、互いの強みを生かした連携強化を図ることとしており、重複事業を整理することで、市財団への交付金削減を見込む。	50 (一)	— (一)	50 (一)	(H24年度～) H26年度～	
保健医療財団 環境保健協会 (B項目)	・両法人はそれぞれ自立化をめざした取り組みを進めており、府保健医療財団における、府財政構造改革プラン(案)に基づく運営費補助の見直し及び経営改善等による府補助金の削減効果を見込む。	239 (239)	239 (239)	— (一)	(H24年度～) H28年度～	
堺泉北埠頭株 大阪港埠頭株 (B項目)	・堺泉北埠頭株(SSF)において、将来の阪神港埠頭株(仮称)との統合をめざし、SSFの港湾運営会社指定に向けてコンテナ埠頭等の運営ノウハウの蓄積を図る。 ・府直営埠頭におけるSSFへの指定管理者制度導入に伴う点検補修費の削減効果を見込む。	2 (一)	2 (一)	— (一)	(H26年度～) H26年度～	
産業振興機構 都市型産業振興センター (B項目)	・両法人の特徴や強みを融合することでシナジー(相乗)効果を発揮し、より質の高いサービスを提供できるよう、H27年度に両法人を統合することとしており、これに伴う役職員削減を見込む。	26 (一)	13 (一)	13 (一)	(H27年度～) H27年度～	

(2) 一時的効果 (一時的に効果が発生するもの)^{付8}

項目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
消 防 (A項目)	・市消防局所有の消防車両を府立消防学校での訓練用に一部活用することとしており、車両更新費用の抑制効果を見込む。	218 (218)	218 (218)	— (—)	H26年度	
病 院 (A項目)	・市南部医療圏に不足する小児・周産期医療の機能充実を図るため、府市病院の機能を統合した「大阪府市共同 住吉母子医療センター(仮称)」を整備し、整備費の抑制効果を見込む。	1,700 (850)	470 (235)	1,230 (615)	H27年度	
港 湾 (A項目)	・タグボート売却に伴う行革効果を見込む。	212 (—)	— (—)	212 (—)	H25年度	
堺泉北埠頭株 大阪港埠頭株 (B項目)	・府営上屋の堺泉北埠頭株への有償譲渡による効果を見込む。 ・府営上屋の有償譲渡に伴い、将来の建替が不要になることから建替費用相当額の削減効果を見込む。	100 (—) 1,300 (—)	100 (—) 1,300 (—)	— (—) — (—)	H25年度 未定	
産業技術 総合研究所 工業研究所 (B項目)	・機器の一部共同利用化による新規購入費の削減を見込む。	68 (—)	68 (—)	— (—)	H24年度	
こども青少年 施設 (B項目)	・びわ湖青少年の家の土地売却益を見込む。	79 (79)	— (—)	79 (79)	H27年度	

項 目	住民・利用者が受けるメリットの例
地下鉄	<ul style="list-style-type: none"> • 終発時間の延長【H25.3】 • 初乗り運賃値下げ 200円→190円【H26.4予定】 • 駅ナカ事業の展開、トイレの改修 • 私鉄との連携強化等
病 院	<ul style="list-style-type: none"> • 大阪府市共同 住吉母子医療センター（仮称）の整備による機能強化【H28予定】 →小児・周産期医療機能の集約化、高度化等
大 学	<ul style="list-style-type: none"> • 統合のシナジー効果により、さらに質の高い教育や研究を推進【H28予定】 →人材育成や研究開発を通じて、大阪の成長により一層貢献
消 防	<ul style="list-style-type: none"> • 消防学校の統合による消防職員の教育訓練の充実強化【H26予定】 →府域全体の消防力の強化
信用保証協会	<ul style="list-style-type: none"> • 協会統合の経営基盤の強化に伴う中小企業金融の円滑化【H26以降】
公衆衛生研究所 環境科学研究所	<ul style="list-style-type: none"> • トップレベルの両研究所の統合に伴う相乗効果【H26予定】 →感染症対策や食の安全確保の強化（健康危機事象対応能力の強化）

〔参考〕 AB項目関連の効果見込額集計表（会計区分別、府・市別内訳）

区 分	[単位 億円]					
	府市合計		うち大阪府		うち大阪市	
	継続的效果 (うち一般財源)	一時的効果 (うち一般財源)	継続的效果 (うち一般財源)	一時的効果 (うち一般財源)	継続的效果 (うち一般財源)	一時的効果 (うち一般財源)
一般会計	130.9 (100.1)	3.0 (3.0)	0.7 (0.7)	2.2 (2.2)	130.1 (99.4)	0.8 (0.8)
準公営企業 公営企業	330.4 (304.6)	14.4 (6.2)	1.2 (0.6)	0.0 (0.0)	329.2 (304.0)	14.4 (6.2)
地方独立行政法人 出資法人	38.5 (34.5)	19.4 (2.4)	32.8 (30.6)	19.4 (2.4)	5.7 (3.9)	0.0 (0.0)
合 計	499.8 (439.2)	36.8 (11.5)	34.7 (32.0)	21.6 (4.5)	465.1 (407.2)	15.2 (6.9)

※端数処理のため、合計が一致しない場合がある

A B項目以外の府市連携による効果見込額（項目別）

項 目（百万円以上の効果見込額が想定できるもの）	効果見込額 （単位：百万円）
東京事務所の共同化による賃借料・光熱水費等の縮減	1 5
上海事務所の共同化による事務所運営費の縮減	1 5
府消費生活センター事務所の移転による経費縮減	1 7
府市消費生活センターの事業連携による経費縮減	1 1
大阪安全なまちづくり推進業務の共同実施による事業費縮減	1
類似する社会福祉研修事業の整理等	1
街路事業・河川事業の共同実施による事業費縮減	3
スポーツ施設情報システムの一元化による経費縮減	5 1
合計 （ ）内は一般財源の額	1 1 3 (1 0 7)

※端数処理のため、合計は一致しない